

佐倉市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

佐 倉 市

はじめに

本市では、これまで、平成16年度から21年度までを計画期間とする「佐倉市次世代育成支援行動計画」、平成22年度から26年度までを計画期間とする「佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、認可保育園や学童保育所の整備、ファミリーサポートセンター事業の開始など、多様な取り組みを行い、次代の社会の担い手である子どもたちが、いきいきのびのびと成長できる環境の整備を推進してまいりました。



しかしながら少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育て支援に対するニーズも増加・多様化が進んでいます。

こうした状況に対応するため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。新制度では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという前提としつつ、家庭、学校、地域その他の社会全体で協力し、切れ目のない支援が必要であるとされています。本計画は、この考えのもと、これまでの行動計画を継承し、「手をつなぎ、みんなで育てよう！笑がお いっぱい 佐倉っ子」を基本理念に、様々な取り組みを位置づけています。

子どもは、社会の宝であり、未来の希望であり、一人ひとりの子どもの幸せは、私たち市民すべての願いです。この実現には、地域全体で子どもを育む社会を築き、家庭や地域、関係団体などが連携して進めて行くことが非常に重要であると考えております。本計画を着実に進め、佐倉市をより子育てしやすいまちに進めてまいりますので、今後とも、市民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定に当たり、ニーズ調査をはじめ、これまで貴重なご意見をお寄せいただきました皆様、そしてご尽力をいただきました「佐倉市子育て支援推進委員会」委員の皆様、この場をお借りして心よりお礼を申し上げます。

平成27年3月

佐倉市長 巖 和雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	6
3 計画の対象	7
4 計画の期間	7
5 計画の策定方法	7
第2章 子どもと子育ての現状	
1 総人口と世帯等の推移	11
2 少子化の動向	14
3 子育て支援サービスの現状	18
4 佐倉市次世代育成支援行動計画の達成状況	21
5 子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果と分析	22
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本方針	34
3 計画の体系	35
第4章 子ども・子育て支援施策	
1 子ども・子育て支援新制度とは	39
2 子ども・子育て支援新制度の事業体系	39
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	40
4 教育・保育の提供区域	41
5 教育・保育の提供	44
6 地域子ども・子育て支援事業の提供	51
第5章 基本施策の展開	
基本目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供	75
基本目標2 地域における子育て支援	76
基本目標3 すこやかに生まれ育つ環境づくり	79
基本目標4 仕事と子育てを両立させる社会づくり	81
基本目標5 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	82
基本目標6 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり	84
第6章 計画の実現のために	
1 計画の推進体制	89
2 計画の進行管理	89
資料	
1 佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯	93
2 佐倉市子育て支援推進委員会条例	95
3 佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則	97
4 佐倉市子育て支援推進委員会委員名簿	98
5 佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会設置要綱	99
6 子ども・子育て支援法	100
7 幼稚園一覧	126
8 保育園等一覧	127
9 学童保育所一覧	128

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、ほぼ一貫して少子化の進行が続いています。平成2年には、合計特殊出生率が、ひのえうまの年である昭和41年を下回る、いわゆる「1.57ショック」が起これ、少子化が一般的に認識されるようになりました。

国では、少子化の流れを変えるため、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）を策定し、平成14年には少子化の加速に対する対策として「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など「子育ての社会化」の必要性を提起しました。

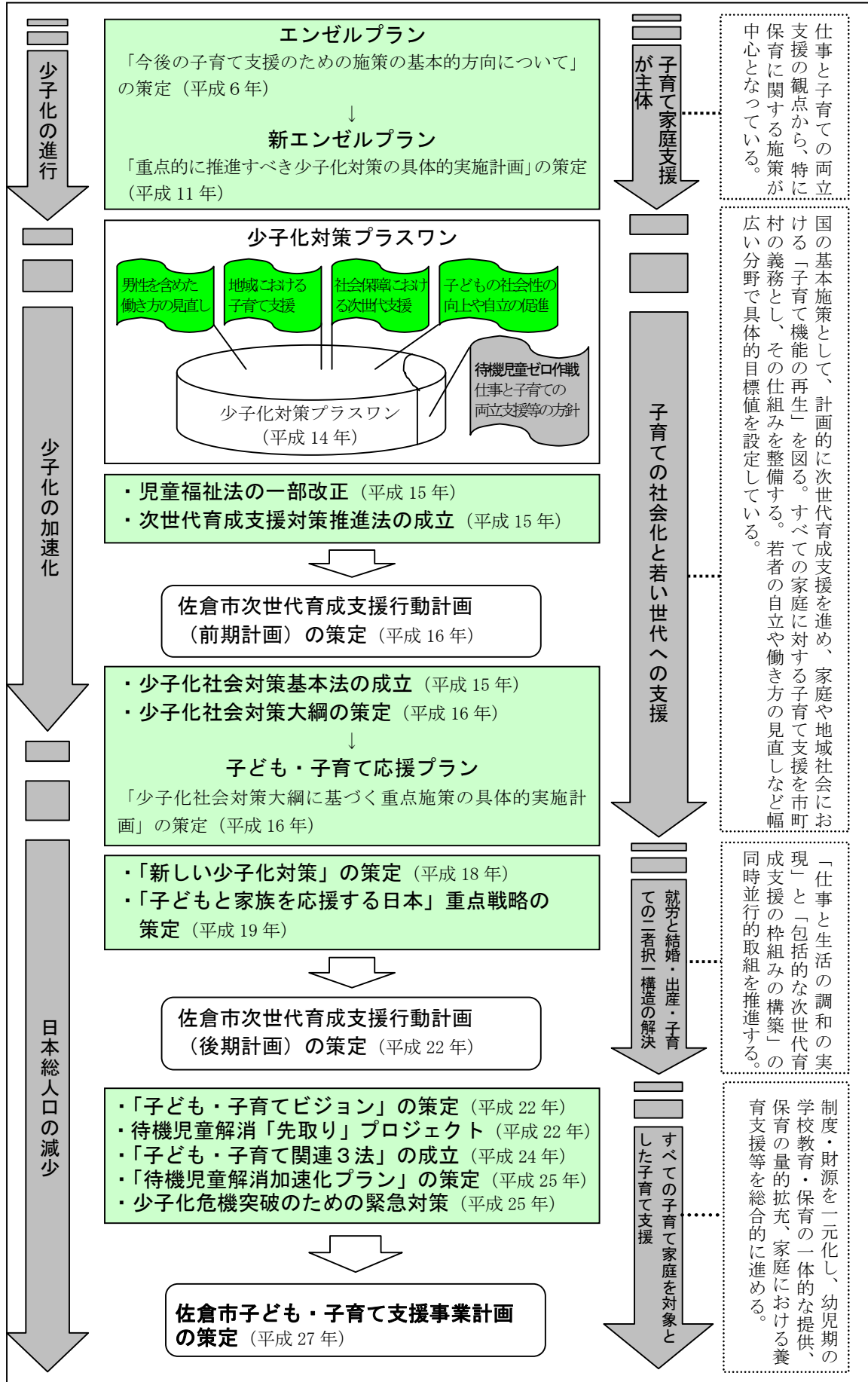
平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国・地方公共団体と従業員300人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、また、平成16年12月には「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことにより、若者の自立や働き方の見直しなどを含めた幅広い分野での具体的目標値の設定が行われました。しかし、この間も女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等を背景とした子育てへの不安など、子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けてきました。

これら子ども・子育てを取り巻く社会情勢のさらなる変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に進めていくことが目指されています。

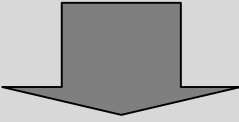
本市では、平成16年3月、「佐倉市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年4月には「次世代育成支援行動計画（後期計画）」（以下、「行動計画」という。）を策定し、子育てに関わる福祉・保健・教育・労働・住宅・道路など、関係各部門が協力して社会全体で子育てを支援するまちづくりを進めてきました。しかし、前述の社会情勢の変化は本市においても例外ではなく、子どもを取り巻く環境も変化し続けていることから、これまでの取り組みを踏まえながら、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第1章 計画の策定にあたって

国の少子化対策の流れと佐倉市子ども・子育て支援事業計画



本計画策定の視点と盛り込む内容

子ども・子育て支援事業計画における策定の視点
<p>○ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。</p> <p>○ 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを旨とする。</p> <p>○ 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。</p> <p>○ 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。</p> <p>○ 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。</p> <p>○ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。</p> <p>○ 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。</p>

子ども・子育て支援事業計画に盛り込む内容
<p>(必須記載事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項 2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 <p>(任意記載事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項 2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(資料：内閣府 子ども・子育て支援法に基づく基本指針より作成)

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。国より示された「教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにし、計画的に取り組みを推進します。

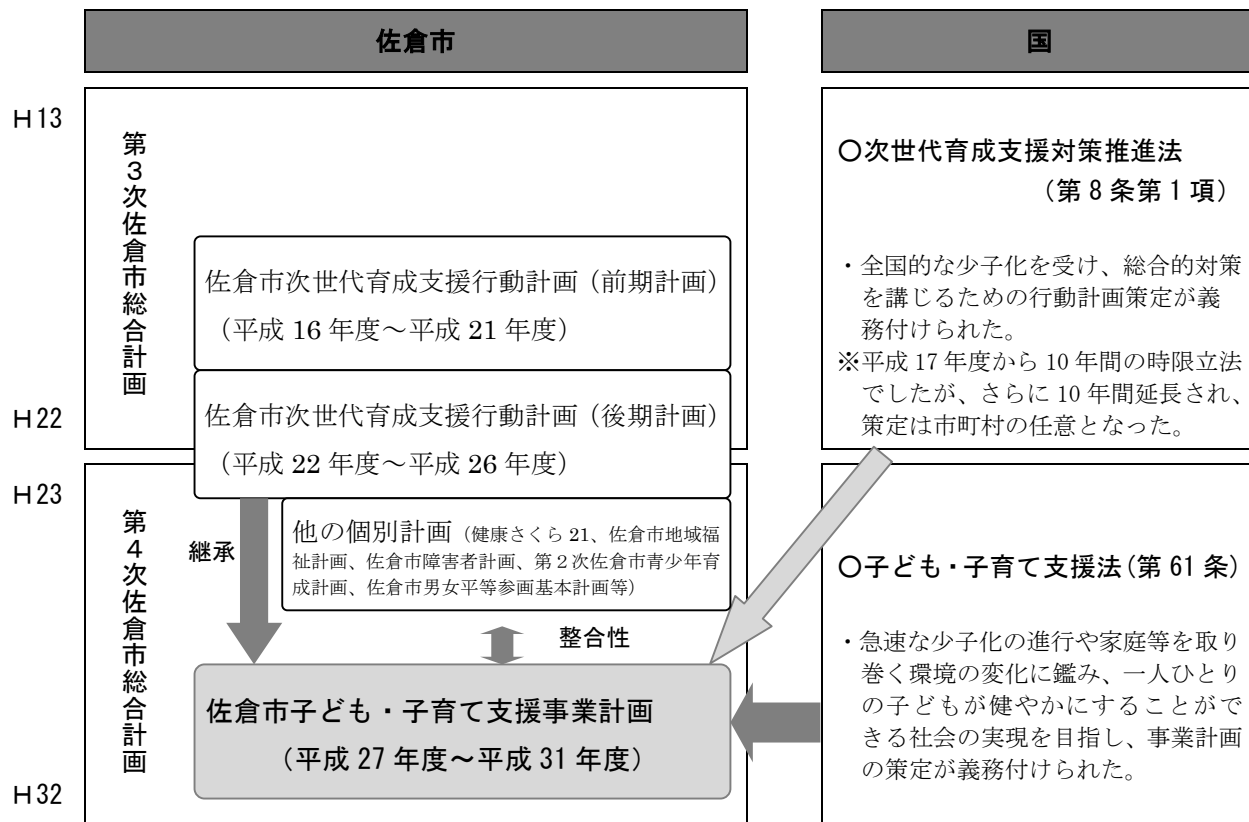
〔子ども・子育て支援法（第61条）〕

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、「第4次佐倉市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図り策定するものです。

なお、平成17年度からの10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法がさらに10年間延長されましたが、行動計画の策定は市町村の任意となりました。本市では、同法の趣旨を鑑み、本計画を、行動計画と一体のものとして位置づけます。

上位計画、関連法案との関係



3 計画の対象

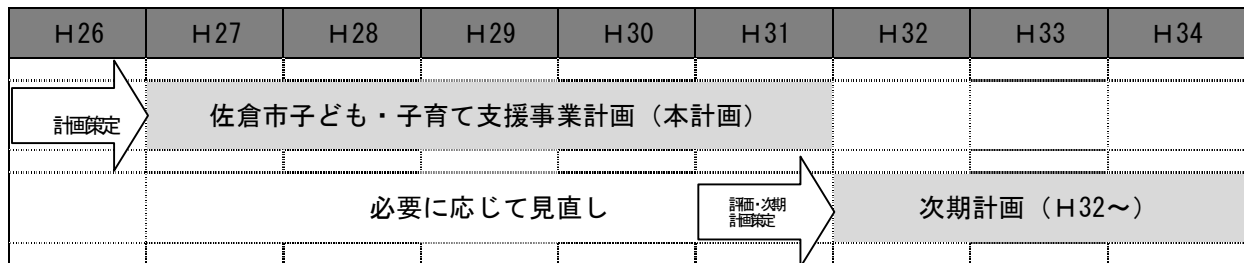
本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業などすべての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て新制度がスタートする平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

本計画の計画期間



5 計画の策定方法

本計画は、市民や保育の専門家等から選ばれた委員により構成する「佐倉市子育て支援推進委員会」において計画の協議、検討を行いました。また、庁内の組織として、関係各課で構成する「佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。

また、平成26年1月に実施した子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果やパブリックコメントなど広く市民のかたの意見をお聞きして策定しました。

第2章

子どもと子育ての現状

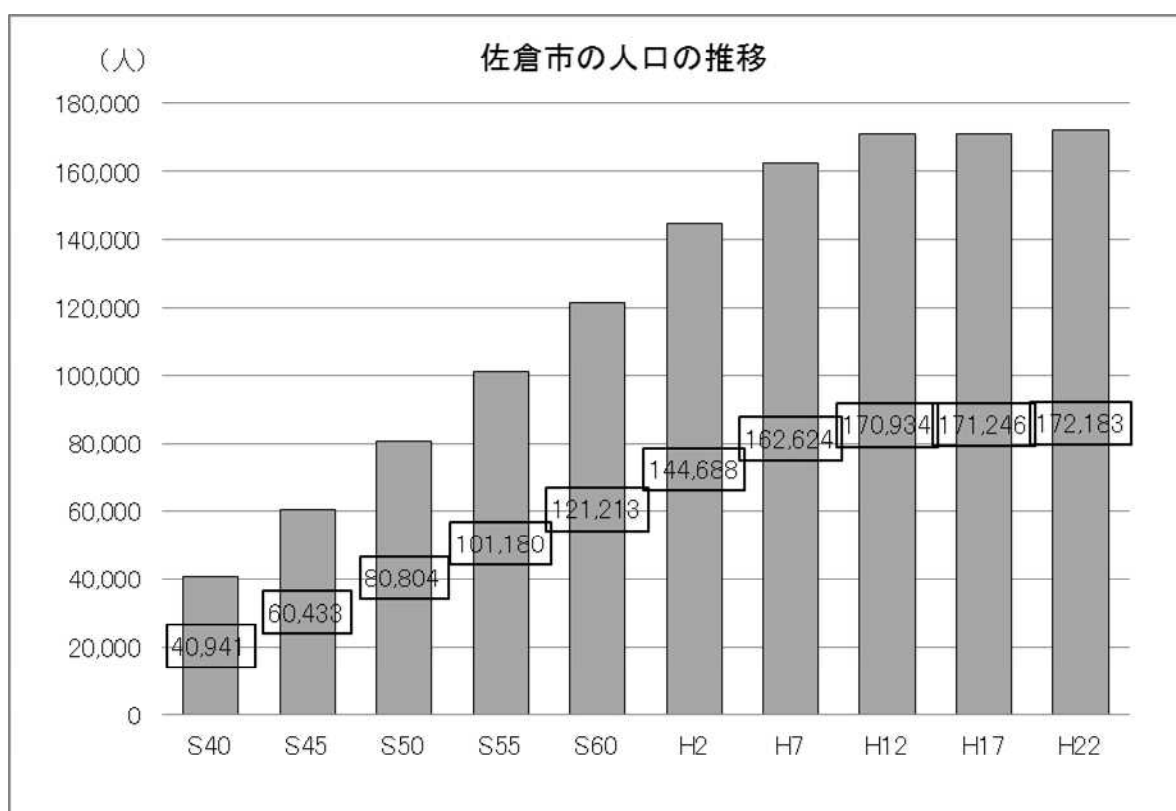
第2章

子どもと子育ての現状

1 総人口と世帯等の推移

(1) 佐倉市の人口の推移

本市は東京都心部から約40km、千葉市から約15kmという通勤に至便な立地にあることから首都圏のベッドタウンとして大規模な宅地造成が行われ、昭和40年代から平成7年頃まで人口は増加してきました。最近ではこの増加傾向は弱まり、平成22年の国勢調査によると、本市の人口は172,183人であり、平成12年からほぼ横ばいの傾向で推移しています。

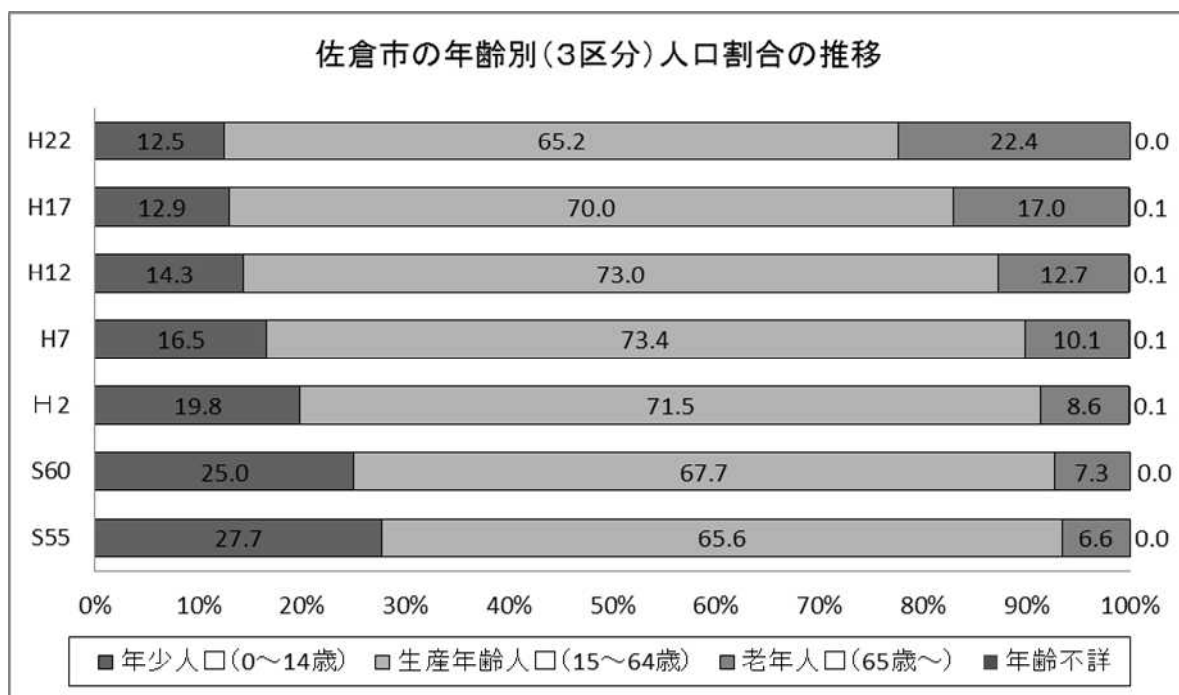


資料：国勢調査

(2) 年齢別(3区分)人口割合の推移

年齢別人口割合の推移をみると、総人口に占める年少人口(0~14歳)の割合は減少し続けており、昭和55年の27.7%に対して、平成22年では12.5%と30年で半減しています。

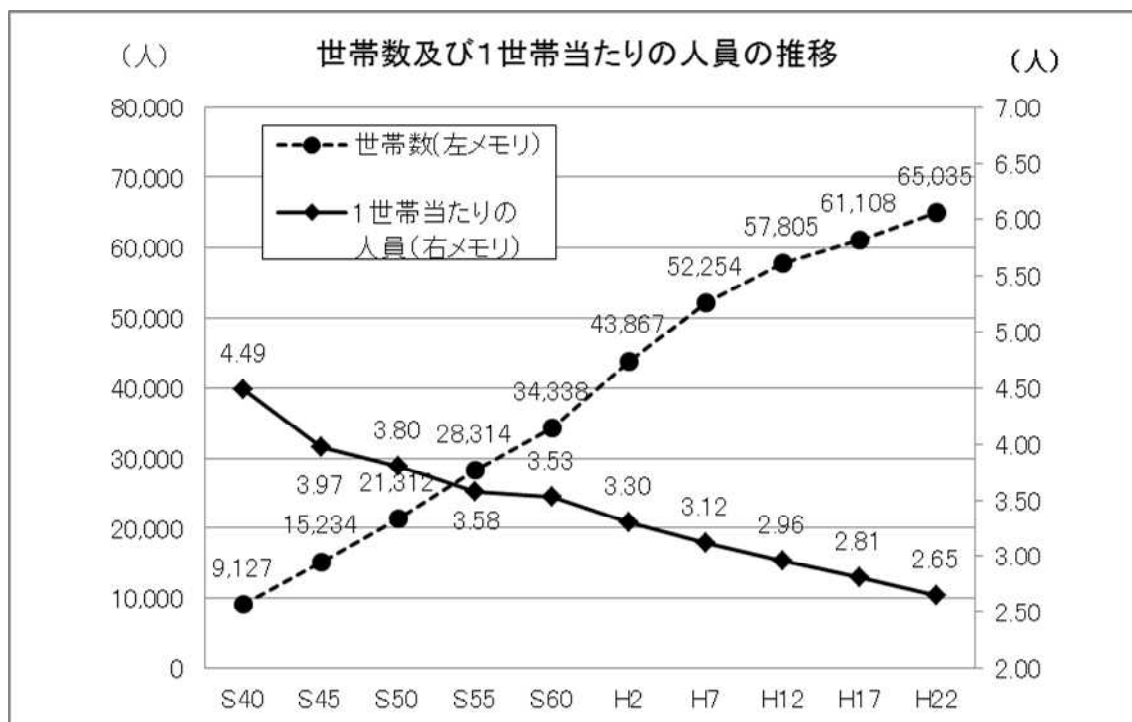
一方、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は増加し続けており、昭和55年の6.6%に対して、平成22年では22.4%と15ポイント以上増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査

(3) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は昭和40年から増加傾向で推移しています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、夫婦のみ、夫婦と子どもといった核家族化の進行や、単独世帯の増加がうかがえます。



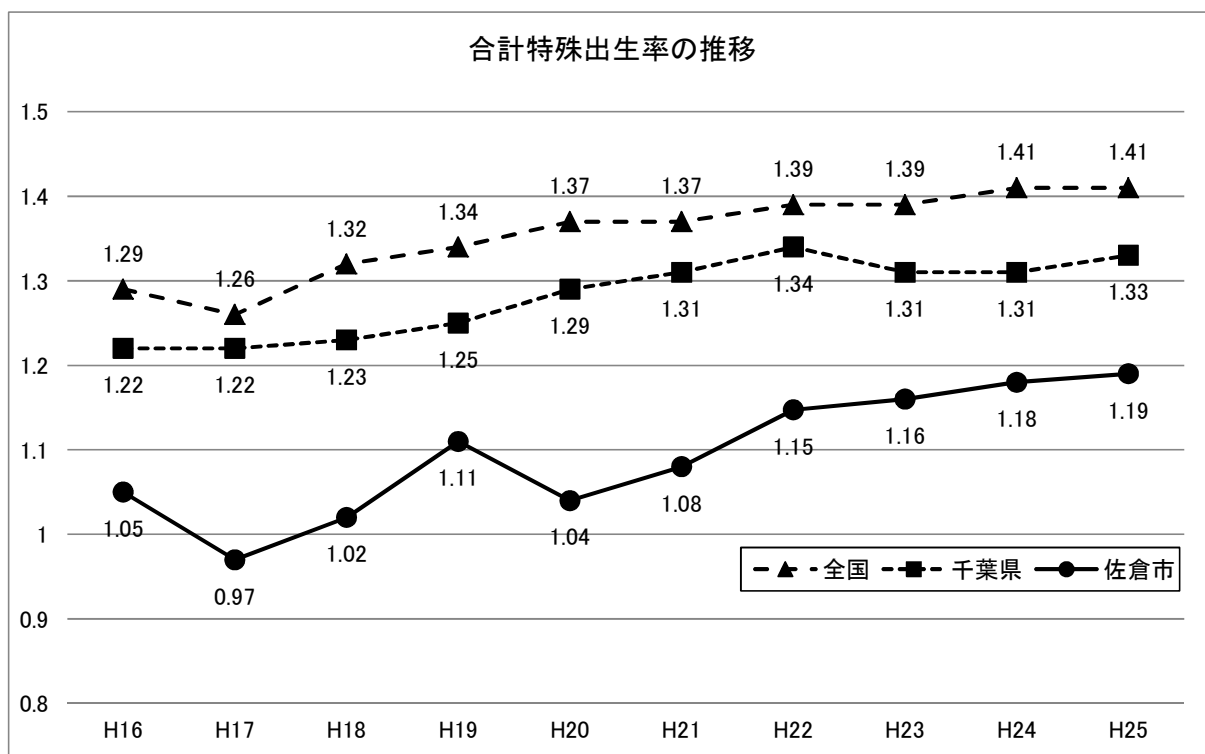
資料：国勢調査

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率*の推移をみると、平成17年には、0.97まで減少しましたが、その後、平成21年からは増加傾向にあります。しかし、依然として千葉県、国に比べると大きく下回っています。

なお、現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は概ね2.08とされています。

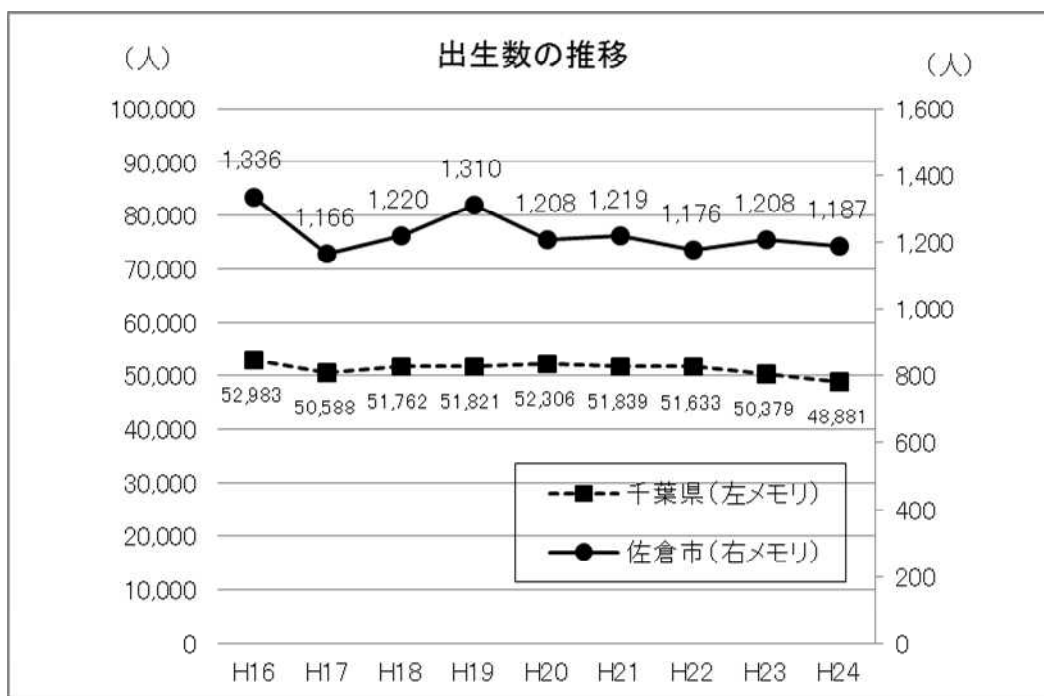


資料：千葉県衛生統計年報

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。

(2) 出生数、出生率の推移

本市の出生数の推移をみると、平成20年以降、概ね1,200人前後で推移しています。また千葉県の出産数は、平成23年まで50,000人を超えていましたが、平成24年には50,000人を下回りました。



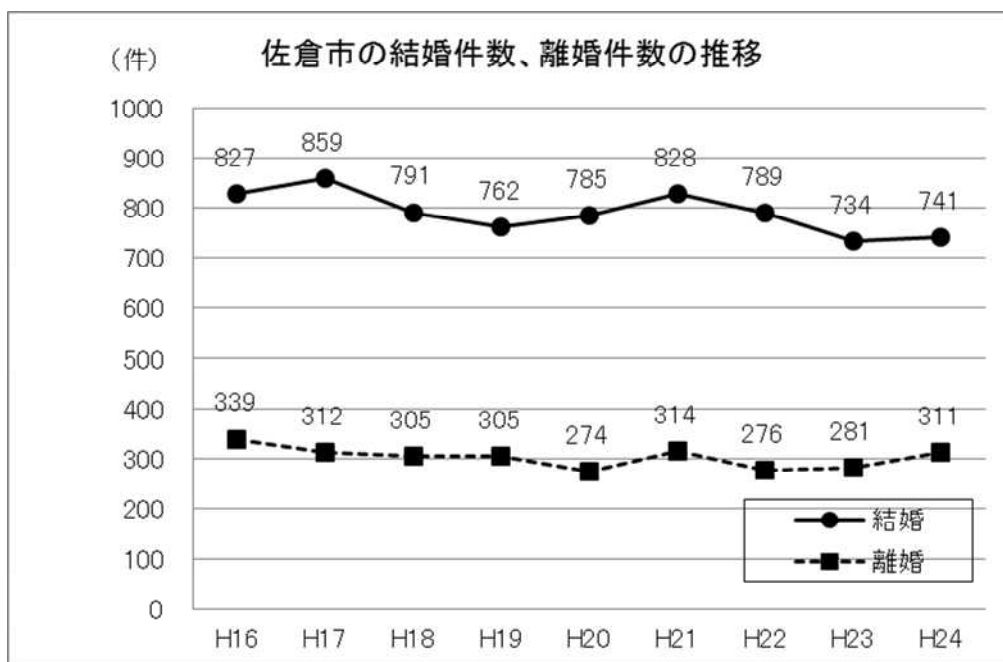
資料：佐倉市統計表

本市では、出生数そのものは、年によって多少の増減があるもののほぼ横ばいに推移していますが、これから子どもを産む世代の女性の数が減少してくると予想されることや、現在の合計特殊出生率の水準を考え合わせると、今後一層の少子化が進んでいくものと考えられます。

(3) 結婚、離婚の状況

本市の結婚件数についてみると、平成21年までは800件前後を推移していましたが、平成22年からは減少傾向にあります。

一方、離婚の件数は平成22年に200件台に減少したものの、平成23年には増加し、平成24年では311件となっています。離婚等によるひとり親家庭においては、子どもを預ける必要性がより強いものと考えられます。

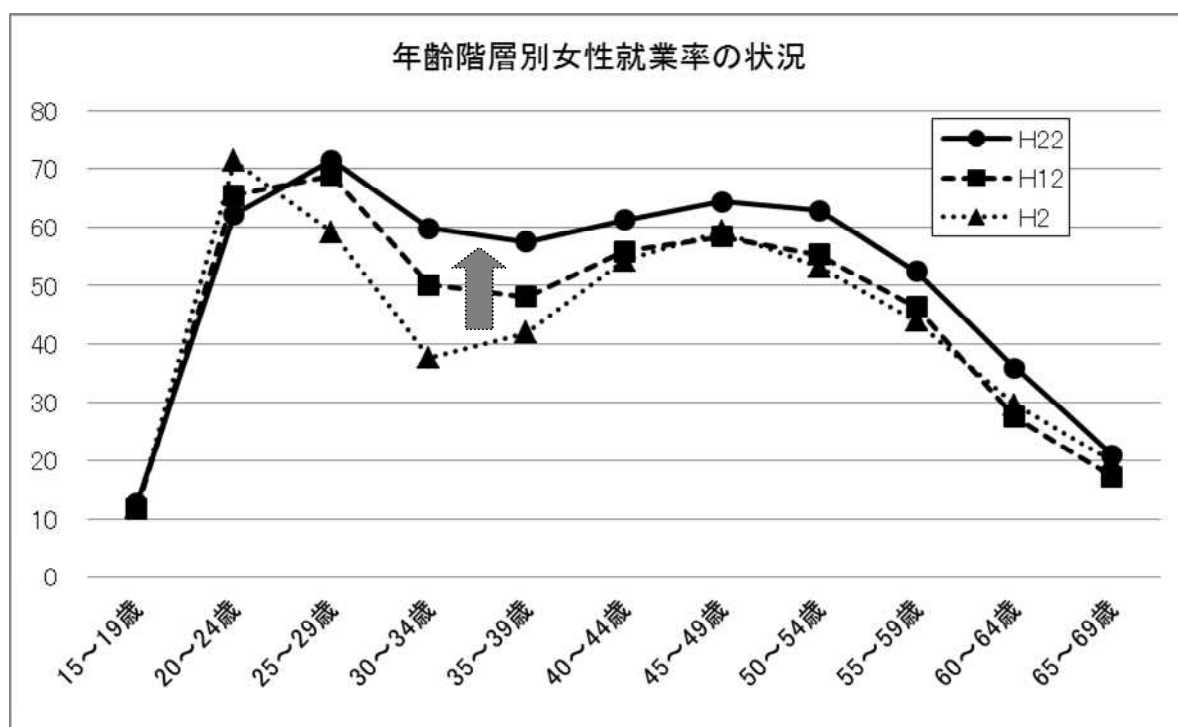


資料：佐倉市統計表

(4) 年齢階層別女性就業率の状況

日本の女性の就業率は、出産や育児により低下し、子どもの成長とともに上昇する傾向にあり、20歳代と40～50歳代を2つの頂点とし、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。

本市の年齢階層別の女性就業率の推移をみると、国と同様の傾向にありますが、平成2年と比べると平成22年でM字カーブが緩やかになっていることから、子育てをしながら就労する女性が増加していることが考えられます。



資料：国勢調査

3 子育て支援サービスの現状

(1) 幼稚園の状況

平成27年1月1日現在、本市には、公立幼稚園が3園、私立幼稚園が10園で、合計13園あります。

地区別でみると、佐倉地区に4園、根郷地区、和田地区、弥富地区にはそれぞれ1園、臼井地区に2園、志津地区に4園あります。

市内の幼稚園の定員数の合計は平成26年5月1日現在、3,270人となっています。公立と私立で分けてみると、公立290人に対して私立が2,980人で、定員全体の9割以上が私立となっています。

地区別では、人口の多い志津地区で1,099人と最も多くなっています。

幼稚園への入園児数は13園全体で2,577人、定員に対する入園児の比率は78.8%となっています。公立・私立別では私立が82.8%であるのに対し、公立の入園率は38.3%にとどまっています。

幼稚園入園児数 (単位：人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	3歳	4歳	5歳
21年度	公立	3園	290	152	—	69	83
	私立	10園	2,980	2,605	696	932	977
22年度	公立	3園	290	149	—	72	77
	私立	10園	2,980	2,588	762	873	953
23年度	公立	3園	290	157	—	84	73
	私立	10園	2,980	2,588	806	892	890
24年度	公立	3園	290	155	—	69	86
	私立	10園	2,980	2,612	755	940	917
25年度	公立	3園	290	136	—	61	75
	私立	10園	2,980	2,564	766	856	942
26年度	公立	3園	290	111	—	48	63
	私立	10園	2,980	2,466	720	879	867

資料：佐倉市統計表、学務課、子育て支援課
(各年5月1日現在)

地区別幼稚園の定員数、入園児数 (単位：人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	980	745	76.0%
根郷地区	270	62	23.0%
和田地区	40	10	25.0%
弥富地区	40	11	27.5%
臼井地区	770	650	84.4%
志津地区	1,170	1,099	93.9%
合計	3,270	2,577	78.8%

資料：佐倉市統計表、学務課、子育て支援課
(平成26年5月1日現在)

(2) 保育園等の状況

平成27年1月1日現在、本市には、公立保育園が8園、民間保育園が14園、民間の保育所型認定こども園が1園で、合計23園あります。

地区別で見ると、佐倉地区に4園、根郷地区に3園、臼井地区に3園、千代田地区に3園、志津地区に10園あります。

市内の保育園等の定員数の合計は平成27年1月1日現在、1,904人となっています。公立と私立で分けてみると、公立918人に対して私立が986人です。

地区別では、幼稚園と同様に、人口の多い志津地区で846人と最も多くなっています。

保育園等への入園児数は23園全体で1,972人、定員に対する入園児の比率は103.6%となっています。また、平成26年4月1日時点で、37人の待機児童が発生しています。

保育園等入園児数 (単位：人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
21年度	公立	8園	870	888	34	290	564
	私立	8園	532	593	26	227	340
22年度	公立	8園	870	898	53	282	563
	私立	8園	532	593	16	202	375
23年度	公立	8園	878	864	31	269	564
	私立	10園	697	706	28	231	447
24年度	公立	8園	888	888	41	277	570
	私立	10園	749	749	39	242	468
25年度	公立	8園	918	902	38	281	583
	私立	12園	802	804	50	269	485
26年度	公立	8園	918	963	62	311	590
	私立	15園	986	1,009	102	376	531

(各年4月1日現在、ただし、26年度は平成27年1月1日現在)

地区別保育園等の定員数、入園児数 (単位：人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	340	315	92.6%
根郷地区	280	271	96.8%
臼井・千代田地区	486	540	111.1%
志津地区	798	846	106.0%
合計	1,904	1,972	103.6%

(平成27年1月1日現在)

待機児童数 (単位：人)

年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
待機児童数	25	16	40	40	46	47	37

(各年4月1日現在)

資料：子育て支援課

第2章 子どもと子育ての現状

(3) 学童保育の状況

平成27年1月1日現在、本市には、公立の学童保育所が25か所、私立の学童保育所が5か所で、合計30か所あります。各小学校区にも1か所以上の学童保育所があります。

平成26年4月1日現在、学童保育所の定員数の合計は1,425人となっており、地区別では志津地区が545人と多くなっています。また、学童保育への登録者数の合計は982人で、定員数に対する登録者の割合は86.5%となっています。一方、登録者数に対して、実際に学童保育を利用する人数は、平日の平均で686.2人となっています。これは、保護者が在宅している場合や児童が塾や習い事に通うなどの理由から必ずしも毎日利用しないことによるものと考えられます。

学童保育所登録者数

(単位：人)

年度	公・私	か所数	定員数	登録者数	登録者数	
					うち1～3年生	うち4～6年生
21年度	公立	23か所	1,135	815	694	121
	私立	5か所	160	168	133	35
22年度	公立	23か所	1,170	835	687	148
	私立	5か所	160	167	139	28
23年度	公立	23か所	1,170	861	699	162
	私立	5か所	160	180	152	28
24年度	公立	24か所	1,185	879	692	187
	私立	5か所	160	228	198	30
25年度	公立	25か所	1,215	846	692	154
	私立	5か所	210	244	210	34
26年度	公立	25か所	1,215	948	756	192
	私立	5か所	210	285	226	59

(各年4月1日現在)

地区別学童保育所(児童クラブ)の定員数、登録者数、平均利用人数

(単位：人)

地区	か所数	定員数	登録者数		登録者数 ／ 定員数	平均利用 人数(平日)	平均利用 人数(平 日)／定員
			1～3年	4～6年			
佐倉地区	5	270	139	55	71.9%	99.6	36.9%
根郷地区	6	255	132	48	70.6%	101.4	39.8%
和田地区	1	15	8	4	80.0%	7.4	49.3%
弥富地区	1	50	4	6	20.0%	7.0	14.0%
臼井地区	5	195	179	32	108.2%	118.9	61.0%
千代田地区	2	95	51	11	65.3%	43.2	45.5%
志津地区	10	545	469	95	103.5%	308.7	56.6%
合計	30	1,425	982	251	86.5%	686.2	48.2%

※平均利用人数は平成25年度の平均値。

(平成26年4月1日現在)

資料：子育て支援課

4 佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況

後期計画で定めた、平成26年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）の達成状況は下表のとおりです。

事業名	事業内容		進捗状況 (平成27年3月31日現在)
	平成22年3月 31日現在実績	目標事業量 (平成22年度～26年度)	
通常保育事業 (認可保育園 定数)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業		1,904人 (認可保育園22園 認定こども園1園)
	1,402人	1,800人	
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00～18:00)を超えて保育を行う事業		20時まで9園
	20時まで (5園)	延長保育の充実(20時まで6園)	
休日保育事業	保護者が仕事などのため、日曜日や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに保育園で預かる事業		0人(0か所)
	0人	60人(2か所) (年末保育含む)	
病児・病後児保 育(乳幼児健康 支援一時預かり 事業)	病気などで乳幼児を保育園、病院等において一時的に預かる事業		9人(3か所)
	0人	3人(1か所)	
放課後児童健全 育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与える事業		・未整備小学校区の解消 1,425人(30か所) ※過密学童の解消、6年生までの全施設での受け入れには引き続き取り組んでいく。
	1,295人 (28か所)	・学童保育所未整備小学校区(1学区)の解消 ・過密学童保育所の解消 ・全施設6年生までの受け入れ	
地域子育て支援 拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業		16か所 ※国制度改正により平成25年度よりひろば型等の類型はなくなる。 ※平成27年4月から2か所で開始の予定
	13か所 (うち、ひろば型 2か所、センター 型11か所)	17か所で実施 (うち、ひろば型6か所、センター 型11か所)	
一時預かり事 業	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業		8か所(おおむね90人)
	60人 (5か所)	90人(8か所)	
ファミリーサ ポートセンタ ー事業	育児の援助をしたい人と援助を受けたい人を会員とする組織により、保育園までの送迎、保育園閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業		1か所で実施
	未実施	1か所で実施	

※目標事業量はすべて公立民間それぞれを合算した数値

5 子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果と分析

(1) 将来人口の推計

①人口の推計にあたって

本計画では、将来の子どもの人口を推計することによって、ニーズ量を算出することを求められている事業があることから、計画期間である平成27年度から平成31年度における将来人口の推計をコーホート変化率法*によって行いました。

②子どもの人口の推計

本市の将来の子どもの人口を推計した結果は下表のとおりです。平成27年から平成31年にかけて、子どもの人口の減少が予想されます。

計画期間における年齢別子どもの推計人口

(単位：人)

年齢	26年	27年	28年	29年	30年	31年
0歳	1,169	1,053	1,016	979	945	909
1歳	1,217	1,159	1,116	1,079	1,039	1,003
2歳	1,268	1,259	1,198	1,155	1,116	1,075
3歳	1,284	1,322	1,294	1,232	1,186	1,147
4歳	1,415	1,310	1,336	1,307	1,244	1,198
5歳	1,366	1,440	1,333	1,360	1,330	1,266
就学前乳幼児	7,719	7,543	7,293	7,112	6,860	6,598
6歳	1,495	1,387	1,450	1,344	1,370	1,340
7歳	1,436	1,516	1,394	1,457	1,351	1,377
8歳	1,379	1,446	1,525	1,402	1,465	1,359
小学校低学年児童	4,310	4,349	4,369	4,203	4,186	4,076
9歳	1,508	1,398	1,458	1,537	1,413	1,477
10歳	1,495	1,521	1,403	1,463	1,542	1,418
11歳	1,502	1,494	1,520	1,403	1,462	1,541
小学校高学年児童	4,505	4,413	4,381	4,403	4,417	4,436
合計	16,534	16,305	16,043	15,718	15,463	15,110

※平成26年は3月末現在の実績値。平成27年以降は各年4月1日の推計値。

*コーホート変化率法：「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) ニーズ調査の概要

①目的

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴い、子ども・子育て支援法の意義を踏まえ、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

なお、調査結果は、佐倉市子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果報告書及び同概要版にまとめてあります。

②実施機関

平成26年1月9日～1月31日にかけて実施し、郵送方式により調査票を配布・回収しました。

③実施対象

就学前の子どもを持つ保護者 1,000人

小学生の児童を持つ保護者 1,000人

④回収率

調査票の配布・回収状況

(単位：枚)

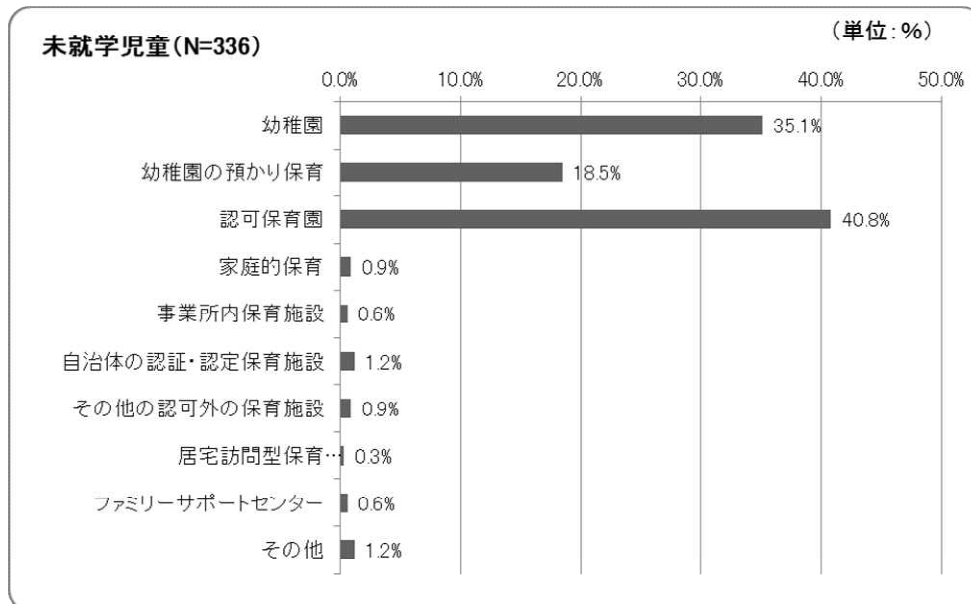
調査票	調査対象者数	回収数	回収率
就学前児童	1,000	603	60.3%
小学生児童	1,000	543	54.3%
合計	2,000	1,146	57.3%

資料：子育て支援課

第2章 子どもと子育ての現状
 (3) ニーズ調査結果 (抜粋)

①平日に利用している教育・保育事業

平日の定期的な保育事業の利用状況についてみると、現在の利用状況としては認可保育園が40.8%と最も多く、次いで幼稚園の35.1%となっています。

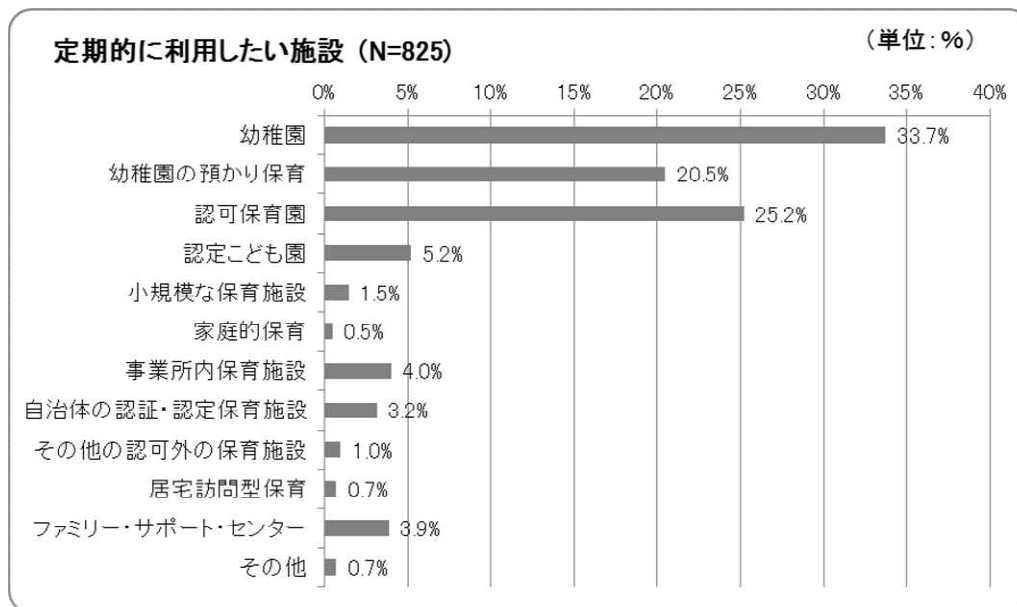


年齢別でみると、「0歳」、「1・2歳」では「認可保育園」が最も高く、8割を超えています。また、「3～5歳」では「幼稚園」が最も高く5割を超えています。

下段: %	上段: 人数	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他
0歳	30	100.0%	-	1	25	1	-	1	2	-	-	-
			-	3.3%	83.3%	3.3%	-	3.3%	6.7%	-	-	-
1・2歳	90	100.0%	6	1	72	2	1	3	1	1	1	2
			6.7%	1.1%	80.0%	2.2%	1.1%	3.3%	1.1%	1.1%	1.1%	2.2%
3～5歳	216	100.0%	112	60	40	-	1	-	-	-	1	2
			51.9%	27.8%	18.5%	-	0.5%	-	-	-	0.5%	0.9%

②現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についてみると、「幼稚園」が33.7%で最も多く、次いで「認可保育園」が25.2%となっています。



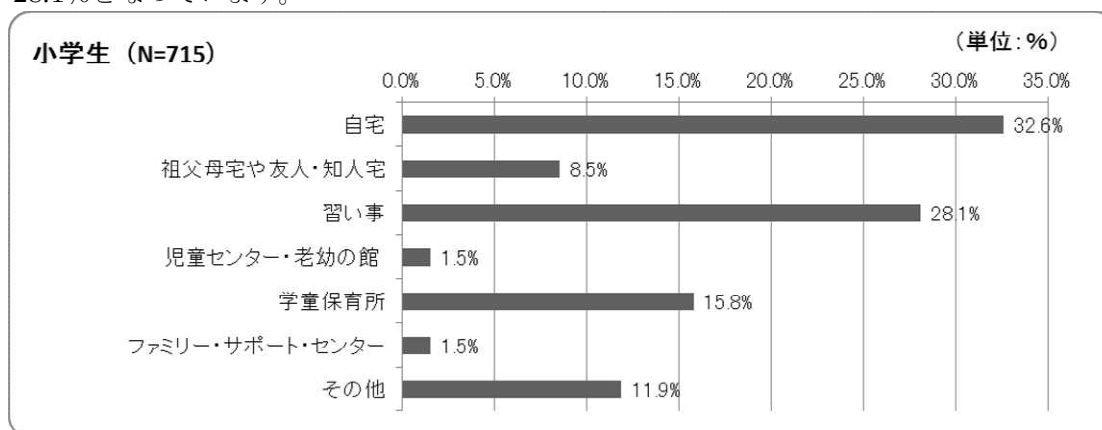
年齢別でみると、「0歳」、「1・2歳」では認可保育園が最も高く、「3～5歳」では幼稚園が49.5%と最も高くなっています。

下段: 上段: 人数	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定 保育施設	その他の認可外の保 育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート センター	その他
0歳	83 100.0%	2 2.4%	6 7.2%	30 36.1%	2 2.4%	11 13.3%	1 1.2%	10 12.0%	8 9.6%	3 3.6%	3 3.6%	6 7.2%	1 1.2%
1・2歳	221 100.0%	18 8.1%	8 3.6%	100 45.2%	27 12.2%	9 4.1%	3 1.4%	21 9.5%	16 7.2%	5 2.3%	2 0.9%	10 4.5%	2 0.9%
3～5歳	521 100.0%	258 49.5%	155 29.8%	78 15.0%	5 1.0%	1 0.2%	-	2 0.4%	2 0.4%	-	1 0.2%	16 3.1%	3 0.6%

第2章 子どもと子育ての現状

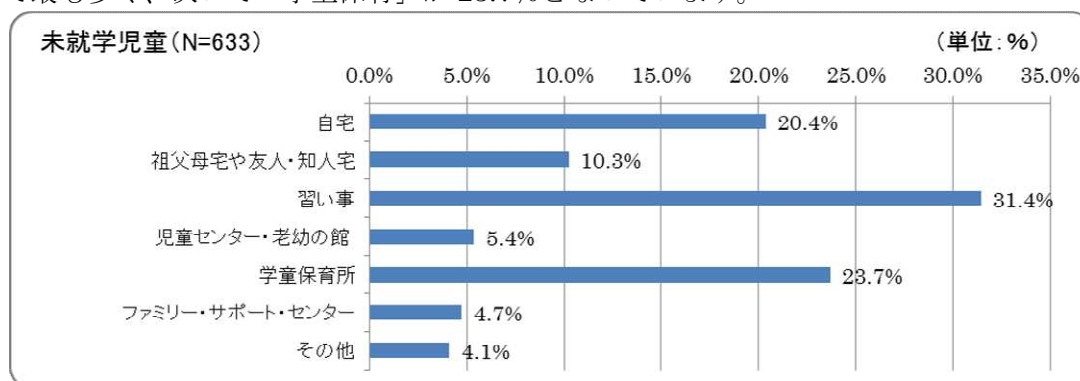
③小学生の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉

小学生の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が32.6%で最も多く、次いで「習い事」が28.1%となっています。



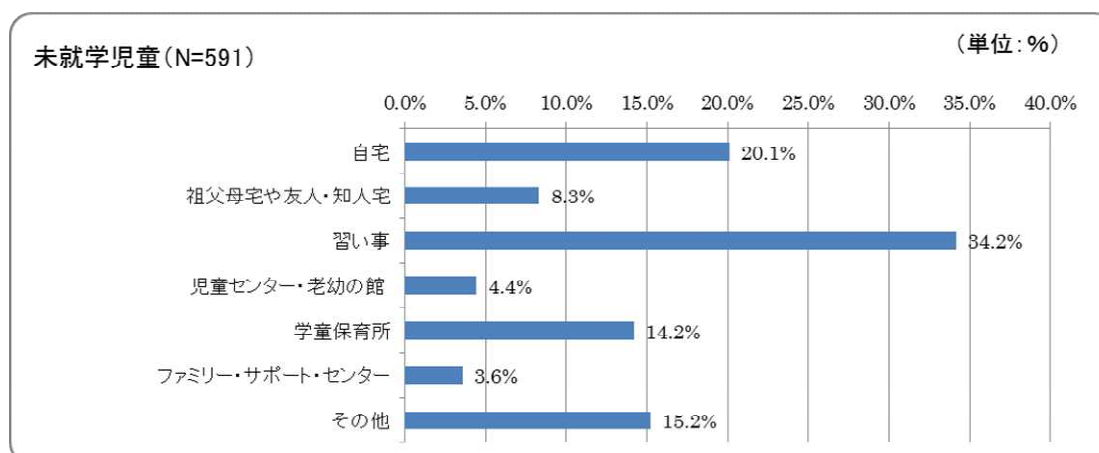
④未就学児童の小学校低学年で希望する放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方

未就学児童の小学校低学年で希望する放課後の過ごし方についてみると、「習い事」が31.4%で最も多く、次いで「学童保育」が23.7%となっています。



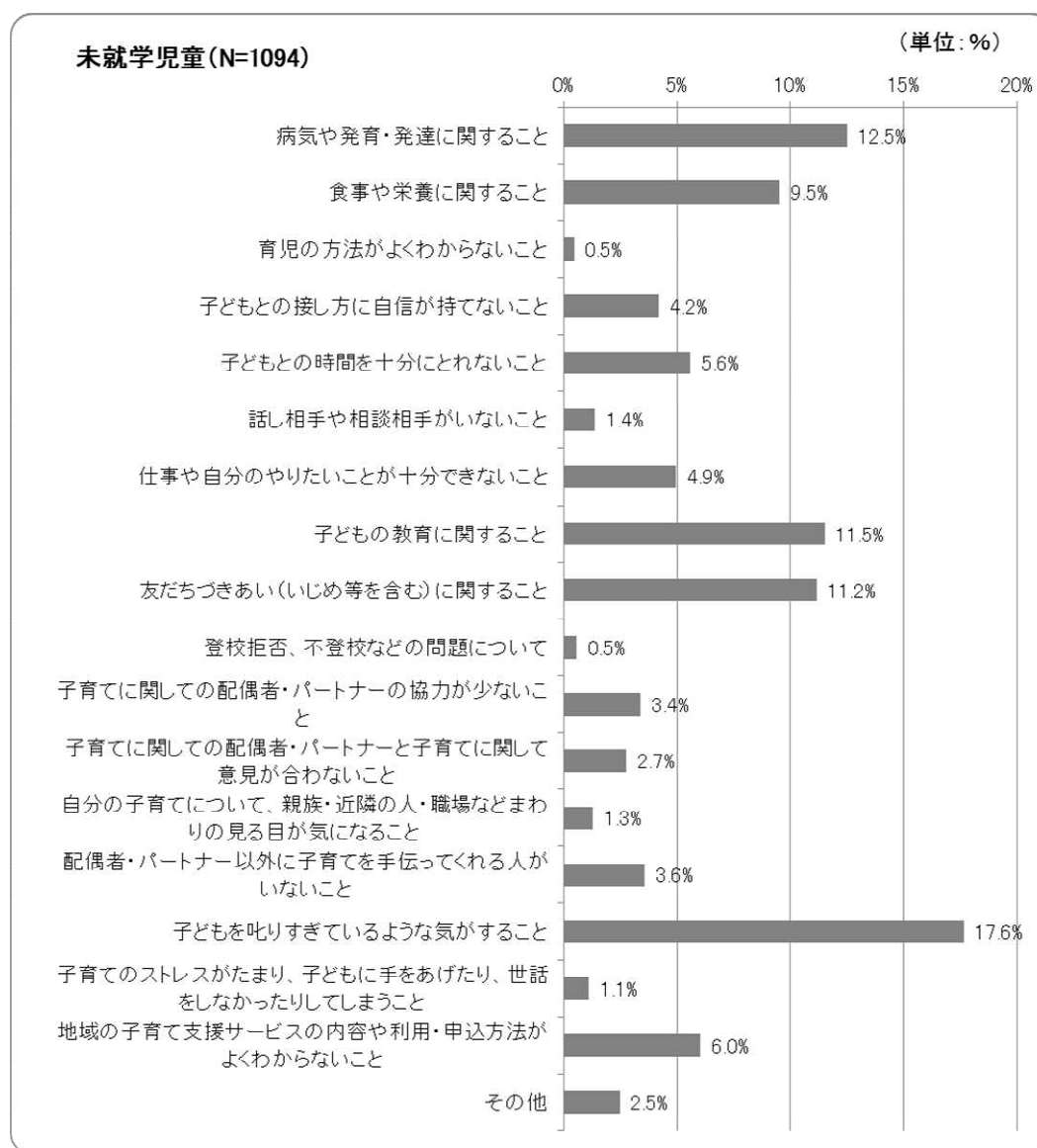
⑤未就学児童の小学校高学年で希望する放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉

未就学児童の小学校高学年で希望する放課後の過ごし方についてみると、「習い事」が34.2%で最も多く、次いで「自宅」が20.1%となっています。



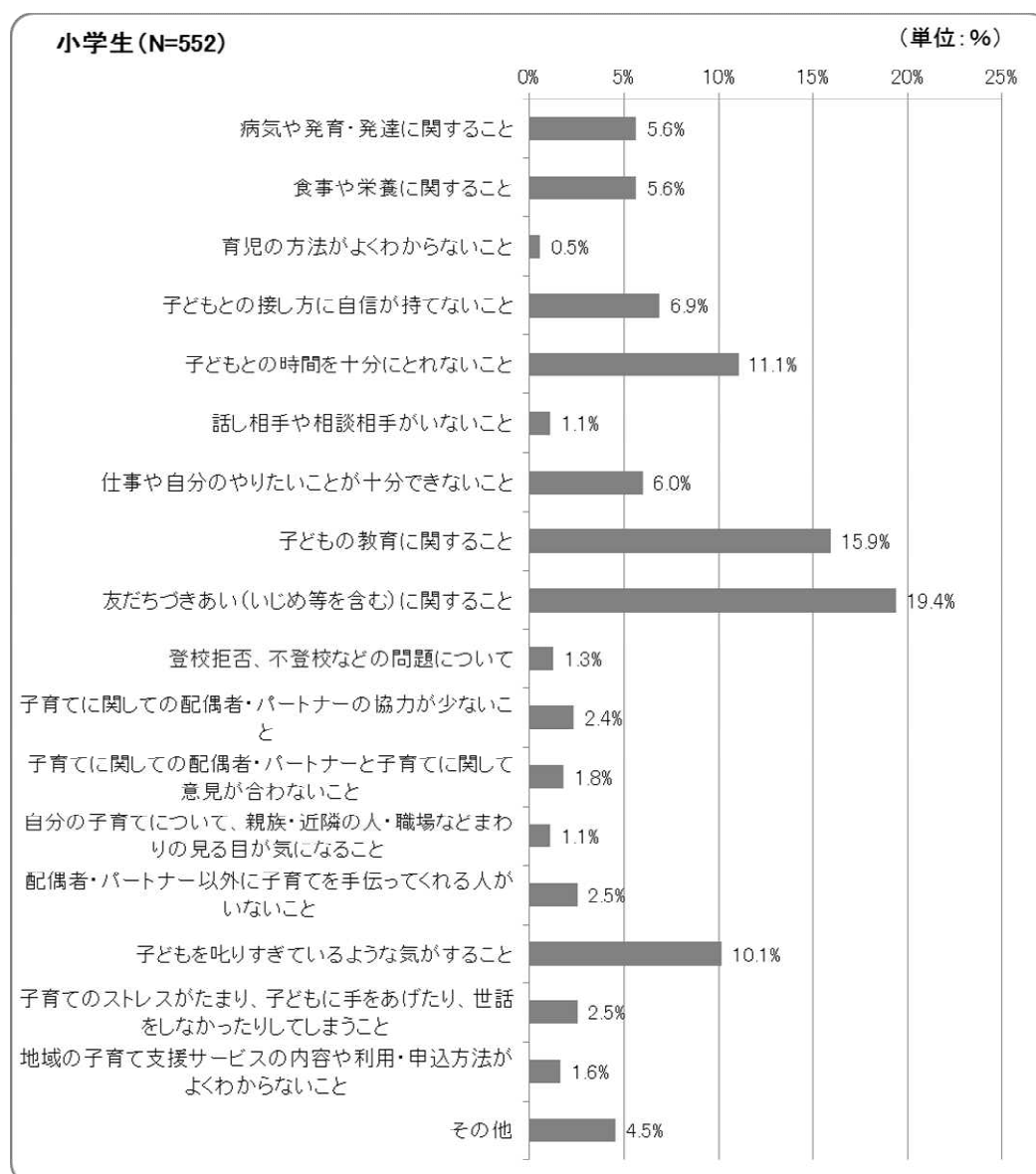
⑥子育て(教育を含む)において悩みや不安を持っているか

子育てにおける悩みや不安についてみると、未就学児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」と17.6%と最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が12.5%となっています。



第2章 子どもと子育ての現状

小学生では「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が19.4%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が15.9%となっています。



(4) ニーズ調査結果を踏まえた今後の方向性

➤現在は、3歳児から5歳児で、幼児教育を希望する場合は「幼稚園」を、保護者の就労等により家庭で保育が困難な場合は「保育園」というように、子どもが利用する施設は、保護者の就労状況等に大きく左右されています。

➤本市の幼稚園は、平成26年5月1日現在、公立3園、私立10園あり、定員は3,270名ですが、在園者数は2,577名となっており、定員に対して在園児数が少ない幼稚園もあります。

➤ただし、3歳児から5歳児では、幼稚園を利用する子どもの数が保育園を利用する子どもの数を上回っており、ニーズ調査結果からも、幼稚園や幼稚園における預かり保育を希望する保護者の割合は多くなっています。

➤一方で、本市の認可保育園及び認定保こども園は、平成27年1月1日現在、公立8園、私立15園あり、定員は1,904名ですが、在園者数は1,972名となっており、定員を上回っています。また、平成26年4月1日時点の待機児童37名のうち、0歳児は5名、1・2歳児で26名となっており、3歳児未満児における受け入れ枠の拡大が喫緊の課題となっています。

➤新制度においては、保護者の就労状況や家族の状況に関わらず、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けることができる環境整備が必要とされています。

➤小学生の放課後の過ごした方としては、ニーズ調査結果から、自宅で過ごす、習い事に行く、学童保育を利用することが多く、低学年のうちの希望は学童保育の利用希望が高くなっています。

➤また、子育てにおいて悩みや不安を持っている家庭も多く、地域子育て拠点施設等の身近な場所における相談事業の実施及び充実を図っていくことが求められています。

➤本市における幼稚園、保育園、その他子育て支援に関する施設等は、市内全域にバランスよく立地しています。しかし、志津地区や臼井地区においては、人口が他の地区と比べると多くなっており、今後、人口の増加が予想される地域もあることから、さらに長期的な視点で、各施設の将来における適正なあり方や整備時期等を検討していく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、社会の宝であり、未来の希望であり、一人ひとりの子どもの幸せは、私たち市民すべての願いです。

子育て支援事業の実施にあたっては、すべての子ども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められ、健やかに成長できる社会、すなわち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが必要です。

同時に、子育ては保護者が第一義的責任を持ちながら、社会のすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが大切です。

そこで、本計画における基本理念は、国の定めた基本指針をふまえ、本市がこれまで行動計画の中で実現を目指してきた「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」を継承したうえで、次のとおりとします。

手をつなぎ、みんなで育てよう！
笑がお いっぱい 佐倉っ子

「手をつなぎ」は、親子のきずなを基本とすることを、「みんなで育てよう」は、地域全体が、子育てをしている保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを、「笑がお いっぱい」は、すべての子どもが、限りない愛情をもって育まれることで、当たり前な幸せで、健やかに成長できる社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを、「佐倉っ子」は、次代の社会の担い手である子どもたちを表現しています。

2 計画の基本方針

基本理念の「手をつなぎ、みんなで育てよう！ 笑がお いっぱい 佐倉っ子」を踏まえ、子ども、家庭、地域の観点から、次の3つの基本方針に基づき、6つの項目を柱として、子ども・子育て支援施策を進めていきます。

(1) 子どもが幸せなまち

～すべての子どもが 自分を大切にし、大切にされるまちづくり～

(2) 子育てを楽しめるまち

～子どもを産み・育てる すべての家庭が
喜びをもって子育てできるまちづくり～

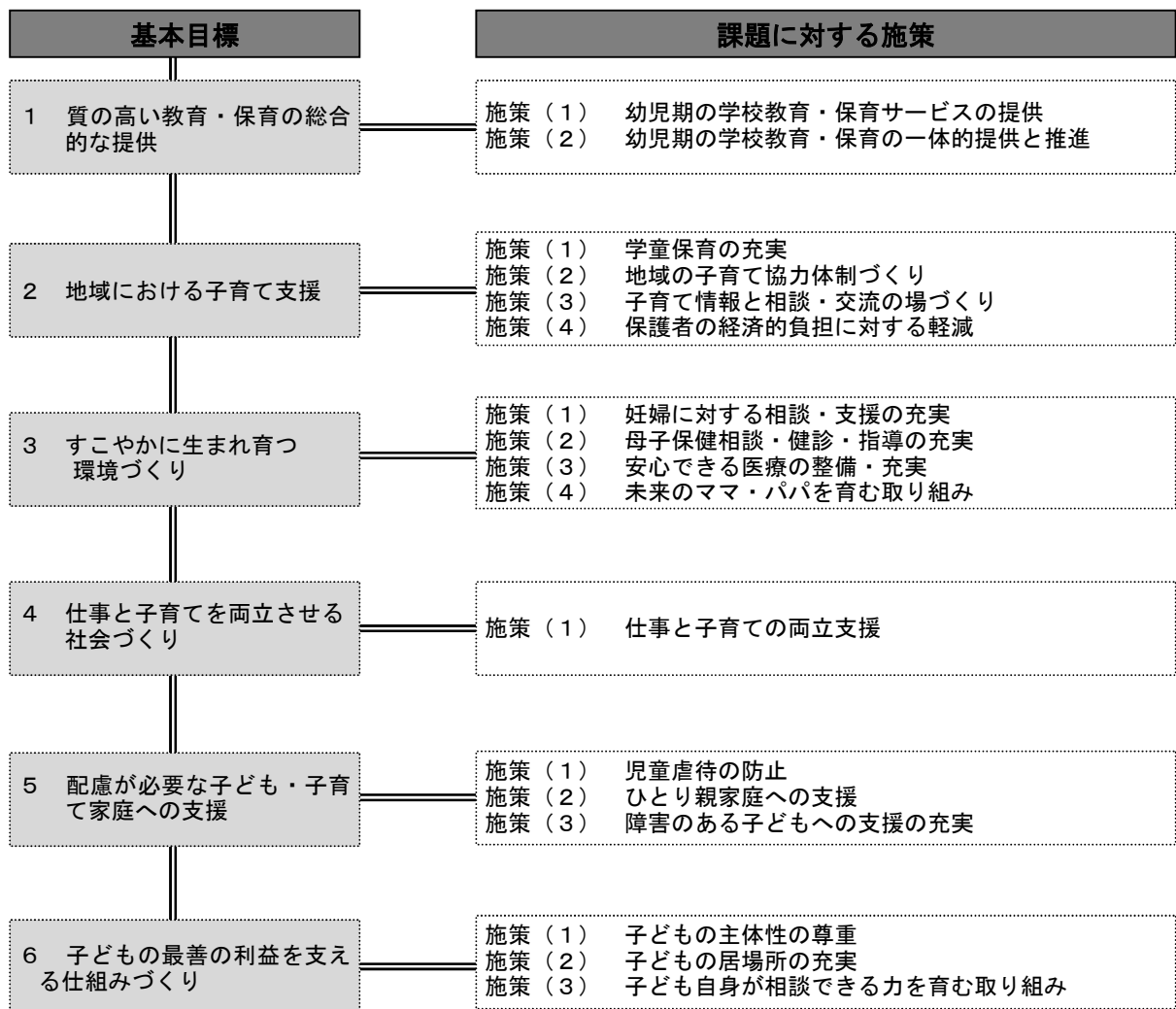
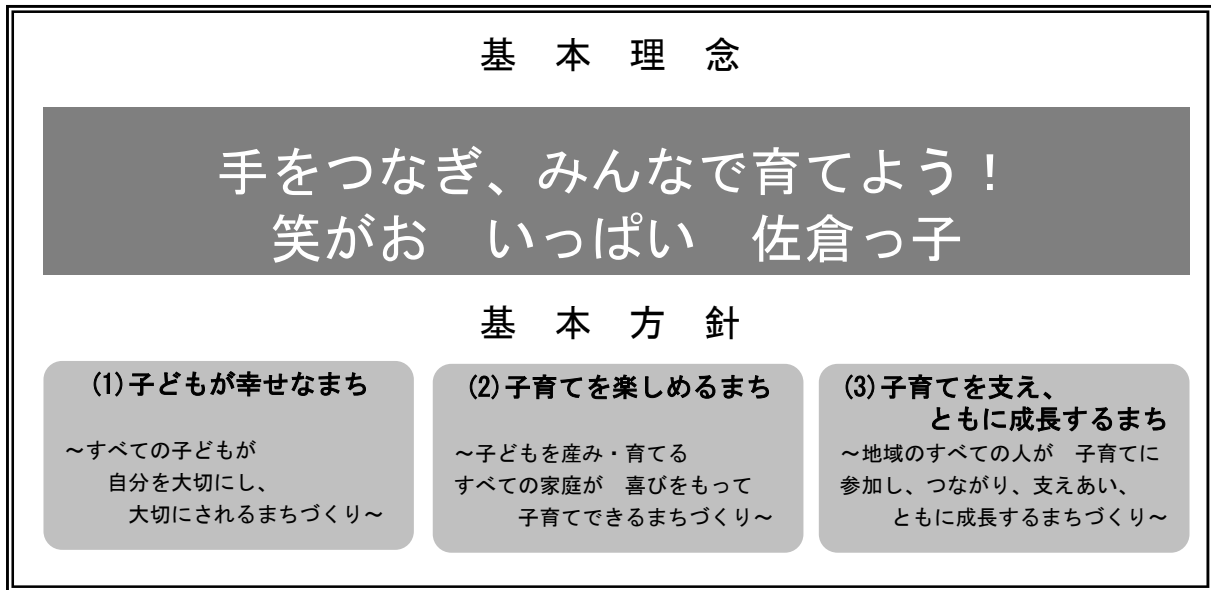
(3) 子育てを支え、ともに成長するまち

～地域のすべての人が 子育てに参加し、
つながり、支えあい、ともに成長するまちづくり～

本計画における6つの柱（基本目標）

1. 質の高い教育・保育の総合的な提供
2. 地域における子育て支援
3. すこやかに生まれ育つ環境づくり
4. 仕事と子育てを両立させる社会づくり
5. 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援
6. 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

3 計画の体系



第4章

子ども・子育て支援施策

第4章

子ども・子育て支援施策

1 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートします。

【新制度のポイント】

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します。
- ②子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます。
- ③待機児童の解消のため、保育の受入れ人数を増やします。

2 子ども・子育て支援新制度の事業体系

(1) 子どものための教育・保育給付の新設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等の給付（「地域型保育給付」）が創設されます。これらの給付費が確実に子育て支援に使われるように、保護者への直接的な給付ではなく、施設や事業者が代理で給付を受ける仕組みになっています（法定代理受領）。

(2) 給付の支給を受ける子どもの認定区分

幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられています。

この区分に基づいて、施設型給付、地域型保育給付（施設・事業者が代理受領）が行われます。

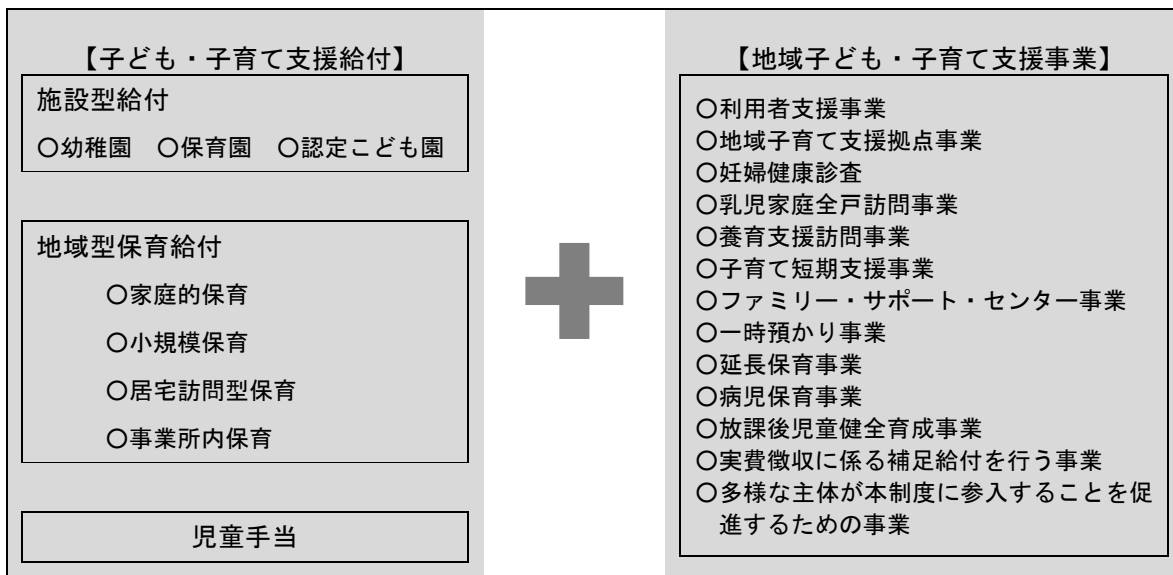
認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども 〔保育の必要性なし〕	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園 地域型保育事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められています。

子育て支援の「給付」と事業の全体像



3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）は、子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って算出し、本市の地域の特徴や利用実績等を検証しながら、補正を加え推計値としました。

4 教育・保育の提供区域

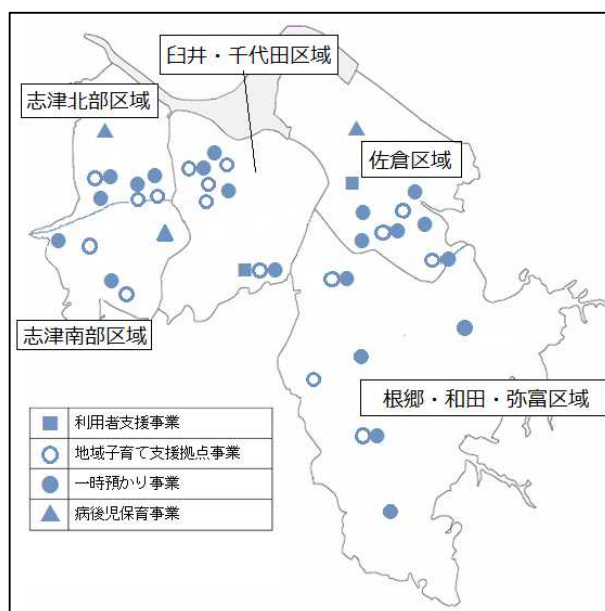
区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し検討した結果、対象事業ごとに、市内全域を区域とする1区域、生活圈域を考慮し地域福祉計画における中域福祉圏と同様の区域とする5区域、小学校区を区域とする23区域の3種類の区域を設定することとしました。

〔1区域（市内全域）の対象事業〕

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業

〔1区域（市内全域）の主な特徴〕

市全体で見ると、特に西側の志津地区に人口が多く、住宅地やマンション、商業施設が集中しています。東側は駅周辺などについては住宅地や商業施設もありますが、人口は西側と比べると少なくなっています。特に、南側については人口が減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる状況です。教育・保育施設は西側に多く集まっていますが、待機児童も西側に多い状況です。東側から南側についても待機児童は発生しているため、施設整備の検討は必要ですが、西側と比べるとある程度充足していると言える状況となっています。



〔5区域の対象事業〕

教育・保育の提供、延長保育事業、一時預かり事業

5区域

(佐倉区域、根郷・和田・弥富区域、臼井・千代田区域、志津北部区域、志津南部区域)

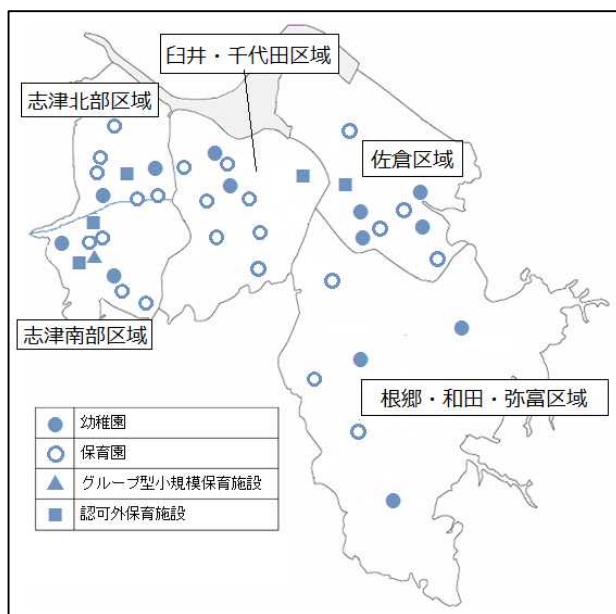
〔5区域の主な特徴〕

○佐倉区域

市の北東に位置しています。区域中央を横断している京成本線の京成佐倉駅周辺は旧城下町の雰囲気を残しており、市役所や国立歴史民俗博物館、岩名運動公園などの施設が集まっています。人口が区域中部から南部に多いため、教育・保育施設もその地域に多く位置しています。

○根郷・和田・弥富区域

市の東南に位置しています。地区北部のJR佐倉駅周辺には商業施設が集まっています。また、区画整理事業が行われた寺崎地区では、人口増加が見込まれています。区域中部には佐倉ICが開通しており、工業団地が立ち並んでいます。区域中部から南部は、農業地帯として緑豊かな環境となっている一方、人口は減少傾向であり、少子高齢化が特に進んでいます。保育・教育施設の施設数は他の区域より少ないが、ある程度充足している状況です。



○臼井・千代田区域

市の中部よりやや西側に位置しています。農村地域と住宅地が混在する区域であり、京成臼井駅を中心に住宅街や商業施設が広がり、区域北部には印旛沼や佐倉ふるさと広場などの自然環境が存在します。保育・教育施設は区域全体にバランスよく点在していますが、志津区域に次いで保育・教育施設への在園児数や待機児童数が多い地域です。

○志津北部区域

市の西部に位置し、地区を横断する京成本線の線路より北の地域です。志津南部区域と合わせると、最も人口が多い区域であり、首都圏のベッドタウンとして現在も開発が進んでいるため、人口増加が見込まれています。駅前(ユーカリが丘駅・志津駅)を中心に商業施設やマンション、住宅地が立ち並んでいます。教育・保育施設の在園者数が最も多く、待機児童数も多い地域となっているため、施設整備の検討が必要な地域です。

○志津南部区域

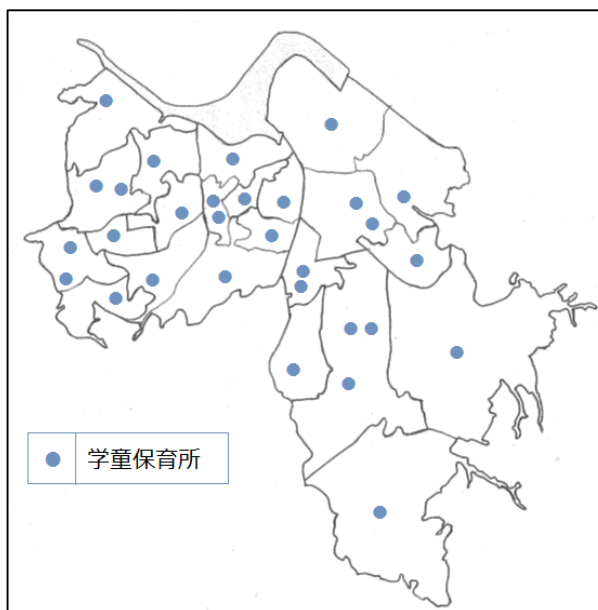
市の西部に位置し、地区を横断する京成本線の線路より南の地域です。志津北部区域と合わせると、最も人口が多い区域であり、首都圏のベッドタウンとして現在も開発が進んでいるため、人口増加が見込まれています。駅前(ユーカリが丘駅・志津駅)を中心として商業施設やマンション、住宅地が立ち並び、区域南部には緑豊かな地域も広がっています。教育・保育施設の在籍数が最も多く、待機児童数も多い地域となっているため、施設整備の検討が必要な地域です。

〔23区域（小学校区域）の対象事業〕

放課後児童健全育成事業

〔23区域（小学校区域）の主な特徴〕

学童保育は、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区を区域としました。



本市における量の見込みの区域設定

区分	区域	区域設定の理由	
教育・保育の提供	5区域	安定した教育・保育事業を実施するために、既存の施設や児童人口が均衡された区域設定をする必要があるため、生活圏域を考慮し、地域福祉計画における中域福祉圏と同様の5区域としました。※1	
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	5区域	※1と同じ。
	②放課後児童健全育成事業	23区域	放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区域としました。
	③子育て短期支援事業	1区域	市内1か所に設置する予定で全域の児童を対象とするため1区域としました。
	④地域子育て支援拠点事業	1区域	市内16か所で全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。
	⑤一時預かり事業	5区域	※1と同じ。
	⑥病児保育事業	1区域	市内3か所で全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	1区域	全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。
	⑧利用者支援事業	1区域	市内2か所で全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	1区域	訪問業務であるため1区域としました。
	⑩妊婦健康診査	1区域	県内外の医療機関等を利用することを妊婦自身が選択できる事業であるため1区域としました。
	⑪養育支援訪問事業	1区域	訪問事業であるため1区域としました。

第4章 子ども・子育て支援施策

5 教育・保育の提供

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉 1号認定＋2号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		2,580	2,580	2,580	2,580	2,580
②確保量	3,271	3,291	3,070	3,070	3,070	3,070
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	21	21	70	70	70	70
確認を受けない幼稚園 (施設か所数)	3,270 (14か所)	3,270 (14か所)	3,000 (14か所)	3,000 (14か所)	3,000 (14か所)	3,000 (14か所)
②－①		711	490	490	490	490

〈保育を希望する子ども〉 2号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
②確保量	1,135	1,146	1,246	1,307	1,307	1,307
保育園	1,108	1,119	1,192	1,253	1,253	1,253
認定こども園 (施設か所数)	27 (23か所)	27 (24か所)	54 (26か所)	54 (28か所)	54 (28か所)	54 (28か所)
②－①		▲94	6	67	67	67

■ 3歳未満の子ども

〈0歳児〉 3号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		270	270	270	270	270
②確保量	181	207	246	283	283	283
保育園	175	178	200	211	211	211
認定こども園 地域型保育 (施設か所数)	6 0 (23か所)	6 23 (28か所)	14 32 (32か所)	14 58 (38か所)	14 58 (38か所)	14 58 (38か所)
②－①		▲63	▲24	13	13	13

〈1・2歳児〉 3号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		810	810	810	810	810
②確保量	588	640	735	819	819	819
保育園	572	578	633	671	671	671
認定こども園 地域型保育 (施設か所数)	16 0 (23か所)	16 46 (28か所)	32 70 (32か所)	32 116 (38か所)	32 116 (38か所)	32 116 (38か所)
②－①		▲170	▲75	9	9	9

【確保の内容】

＜平成27年度＞幼稚園13園、認可保育園23園、認定こども園1園、小規模保育4か所

(認可保育園新規開園1園、小規模保育新規開園4か所)

＜平成28年度＞幼稚園12園、認可保育園24園、認定こども園2園、小規模保育6か所

(幼稚園が認定こども園へ移行1園、認可保育園定員増1園、認可保育園新規開園1園、小規模保育新規開園2か所)

＜平成29年度＞幼稚園12園、認可保育園26園、認定こども園2園、小規模保育10か所

(認可保育園新規開園2園、小規模保育新規開園4か所)

＜平成30年度＞幼稚園12園、認可保育園26園、認定こども園2園、小規模保育10か所(増減なし)

＜平成31年度＞幼稚園12園、認可保育園26園、認定こども園2園、小規模保育10か所(増減なし)

施設・事業類型ごとの箇所数・定員数のまとめ

施設・事業類型	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員
幼稚園	13	3,270	13	3,270	12	3,000	12	3,000	12	3,000	12	3,000
佐倉区域	4	980	4	980	4	980	4	980	4	980	4	980
根郷・和田・弥富区域	3	350	3	350	2	80	2	80	2	80	2	80
臼井・千代田区域	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770
志津北部区域	2	670	2	670	2	670	2	670	2	670	2	670
志津南部区域	2	500	2	500	2	500	2	500	2	500	2	500
保育園	22	1,855	23	1,875	24	2,025	26	2,135	26	2,135	26	2,135
佐倉区域	4	340	4	340	4	370	5	420	5	420	5	420
根郷・和田・弥富区域	3	280	3	280	3	280	3	280	3	280	3	280
臼井・千代田区域	6	437	6	437	6	437	6	437	6	437	6	437
志津北部区域	5	438	5	438	6	498	6	498	6	498	6	498
志津南部区域	4	360	5	380	5	440	6	500	6	500	6	500
認定こども園	1	70	1	70	2	171	2	171	2	171	2	171
佐倉区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根郷・和田・弥富区域	0	0	0	0	1	101 (50+51)	1	101 (50+51)	1	101 (50+51)	1	101 (50+51)
臼井・千代田区域	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)
志津北部区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志津南部区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育 (小規模保育等)			4	69	6	102	10	174	10	174	10	174
佐倉区域			0	0	2	33	2	33	2	33	2	33
根郷・和田・弥富区域			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼井・千代田区域			1	18	1	18	3	54	3	54	3	54
志津北部区域			1	18	1	18	3	54	3	54	3	54
志津南部区域			2	33	2	33	2	33	2	33	2	33

※認定こども園の()の数字は、(教育+保育)の人数内訳です。

第4章 子ども・子育て支援施策
区域別の量の見込みと確保量〈佐倉区域〉

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども
 〈教育を希望する子ども〉1号認定+2号認定 (単位:人(施設か所数))

佐倉区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		750	750	750	750	750
②確保量	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		230	230	230	230	230

〈保育を希望する子ども〉2号認定 (単位:人(施設か所数))

佐倉区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		210	210	210	210	210
②確保量	204(4)	204(4)	214(4)	210(5)	210(5)	210(5)
保育園	204(4)	204(4)	214(4)	242(5)	242(5)	242(5)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	▲32※	▲32※	▲32※
②-①		▲6	4	0	0	0

※臼井・千代田区域に充当。

■ 3歳未満の子ども
 〈0歳児〉3号認定 (単位:人(施設か所数))

佐倉区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		40	40	40	40	40
②確保量	31(4)	31(4)	46(6)	43(7)	43(7)	43(7)
保育園	31(4)	31(4)	37(4)	42(5)	42(5)	42(5)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	0	9(2)	9(2)	9(2)	9(2)
他区域の充当分	-	0	0	▲8※	▲8※	▲8※
②-①		▲9	6	3	3	3

※臼井・千代田区域に充当。

〈1・2歳児〉3号認定 (単位:人(施設か所数))

佐倉区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		120	120	120	120	120
②確保量	105(4)	105(4)	143(6)	123(7)	123(7)	123(7)
保育園	105(4)	105(4)	119(4)	136(5)	136(5)	136(5)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	0	24(2)	24(2)	24(2)	24(2)
他区域の充当分	-	0	0	▲37※	▲37※	▲37※
②-①		▲15	23	3	3	3

※根郷・和田・弥富区域、臼井・千代田区域に充当。

【確保の内容】

<平成27年度>幼稚園4園、認可保育園4園、認定こども園0園、小規模保育0か所(増減なし)

<平成28年度>幼稚園4園、認可保育園4園、認定こども園0園、小規模保育2か所

(認可保育園定員増1園、小規模保育新規開園2か所)

<平成29年度>幼稚園4園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所

(認可保育園新規開園1園)

<平成30年度>幼稚園4園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所(増減なし)

<平成31年度>幼稚園4園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所(増減なし)

区域別の量の見込みと確保量〈根郷・和田・弥富区域〉

【量の見込みと確保量】

■3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉1号認定+2号認定

(単位:人(施設か所数))

根郷・和田・弥富区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		80	80	80	80	80
②確保量	350(3)	350(3)	130(3)	130(3)	130(3)	130(3)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	50(1)	50(1)	50(1)	50(1)
確認を受けない幼稚園	350(3)	350(3)	80(2)	80(2)	80(2)	80(2)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		270	50	50	50	50

〈保育を希望する子ども〉2号認定

(単位:人(施設か所数))

根郷・和田・弥富区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		170	170	170	170	170
②確保量	175(3)	175(3)	202(4)	170(4)	170(4)	170(4)
保育園	175(3)	175(3)	175(3)	175(3)	175(3)	175(3)
認定こども園	0	0	27(1)	27(1)	27(1)	27(1)
他区域の充当分	-	0	0	▲32※	▲32※	▲32※
②-①		5	35	0	0	0

※臼井・千代田区域へ充当。

■3歳未満の子ども

〈0歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

根郷・和田・弥富区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		30	30	30	30	30
②確保量	28(3)	28(3)	36(4)	36(4)	36(4)	36(4)
保育園	28(3)	28(3)	28(3)	28(3)	28(3)	28(3)
認定こども園	0	0	8(1)	8(1)	8(1)	8(1)
地域型保育	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲2	6	6	6	6

〈1・2歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

根郷・和田・弥富区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		100	100	100	100	100
②確保量	77(3)	77(3)	93(4)	100(4)	100(4)	100(4)
保育園	77(3)	77(3)	77(3)	77(3)	77(3)	77(3)
認定こども園	0	0	16(1)	16(1)	16(1)	16(1)
地域型保育	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	7※	7※	7※
②-①		▲23	▲7	0	0	0

※佐倉区域から充当。

【確保の内容】

〈平成27年度〉幼稚園3園、認可保育園3園、認定こども園0園、小規模保育0か所(増減なし)

〈平成28年度〉幼稚園2園、認可保育園3園、認定こども園1園、小規模保育0か所

(幼稚園が認定こども園へ移行1園)

〈平成29年度〉幼稚園2園、認可保育園3園、認定こども園1園、小規模保育0か所(増減なし)

〈平成30年度〉幼稚園2園、認可保育園3園、認定こども園1園、小規模保育0か所(増減なし)

〈平成31年度〉幼稚園2園、認可保育園3園、認定こども園1園、小規模保育0か所(増減なし)

第4章 子ども・子育て支援施策
区域別の量の見込みと確保量〈臼井・千代田区域〉

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども
〈教育を希望する子ども〉1号認定+2号認定 (単位:人(施設か所数))

臼井・千代田区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		650	650	650	650	650
②確保量	770(2)	790(3)	790(3)	790(3)	790(3)	790(3)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	20(1)	20(1)	20(1)	20(1)	20(1)
確認を受けない幼稚園	770(2)	770(2)	770(2)	770(2)	770(2)	770(2)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		140	140	140	140	140

〈保育を希望する子ども〉2号認定 (単位:人(施設か所数))

臼井・千代田区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		320	320	320	320	320
②確保量	288(7)	288(7)	288(7)	320(7)	320(7)	320(7)
保育園	261(6)	261(6)	261(6)	261(6)	261(6)	261(6)
認定こども園	27(1)	27(1)	27(1)	27(1)	27(1)	27(1)
他区域の充当分	-	0	0	32※	32※	32※
②-①		▲32	▲32	0	0	0

※佐倉区域から充当。

■ 3歳未満の子ども
〈0歳児〉3号認定 (単位:人(施設か所数))

臼井・千代田区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		70	70	70	70	70
②確保量	44(7)	50(8)	50(8)	70(10)	70(10)	70(10)
保育園	38(7)	38(6)	38(6)	38(6)	38(6)	38(6)
認定こども園	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)
地域型保育	0	6(1)	6(1)	18(3)	18(3)	18(3)
他区域の充当分	-	0	0	8※	8※	8※
②-①		▲20	▲20	0	0	0

※佐倉区域から充当。

〈1・2歳児〉3号認定 (単位:人(施設か所数))

臼井・千代田区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		220	220	220	220	220
②確保量	154(7)	166(8)	166(8)	220(10)	220(10)	220(10)
保育園	138(6)	138(6)	138(6)	138(6)	138(6)	138(6)
認定こども園	16(1)	16(1)	16(1)	16(1)	16(1)	16(1)
地域型保育	0	12(1)	12(1)	36(3)	36(3)	36(3)
他区域の充当分	-	0	0	30※	30※	30※
②-①		▲54	▲54	0	0	0

※佐倉区域から充当。

【確保の内容】

〈平成27年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育1か所

(小規模保育新規開園1か所)

〈平成28年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育1か所(増減なし)

〈平成29年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育3か所

(小規模保育新規開園2か所)

〈平成30年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育3か所(増減なし)

〈平成31年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育3か所(増減なし)

区域別の量の見込みと確保量〈志津北部区域〉

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉1号認定+2号認定

(単位:人(施設か所数))

志津北部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		580	580	580	580	580
②確保量	670(2)	650(2)	650(2)	650(2)	650(2)	650(2)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	670(2)	670(2)	670(2)	670(2)	670(2)	670(2)
他区域の充当分	-	▲20※	▲20※	▲20※	▲20※	▲20※
②-①		70	70	70	70	70

※志津南部区域に充当。

〈保育を希望する子ども〉2号認定

(単位:人(施設か所数))

志津北部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		280	280	280	280	280
②確保量	259(5)	259(5)	289(6)	289(6)	289(6)	289(6)
保育園	259(5)	259(5)	289(6)	289(6)	289(6)	289(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲21	9	9	9	9

■ 3歳未満の子ども

〈0歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

志津北部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		70	70	70	70	70
②確保量	41(5)	47(6)	57(7)	70(9)	70(9)	70(9)
保育園	41(5)	41(5)	51(6)	51(6)	47(6)	47(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	6(1)	6(1)	20(3)	20(3)	20(3)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲23	▲13	1	1	1

〈1・2歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

志津北部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		190	190	190	190	190
②確保量	138(5)	150(6)	170(7)	192(9)	192(9)	192(9)
保育園	138(5)	138(5)	158(6)	158(6)	155(6)	155(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	12(1)	12(1)	34(3)	34(3)	34(3)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲40	▲20	2	2	2

【確保の内容】

〈平成27年度〉幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育1か所

(小規模保育新規開園1か所)

〈平成28年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育1か所

(認可保育園新規開園1園)

〈平成29年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育3か所

(小規模保育新規開園2か所)

〈平成30年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育3か所(増減なし)

〈平成31年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育3か所(増減なし)

第4章 子ども・子育て支援施策
区域別の量の見込みと確保量〈志津南部区域〉

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども
 〈教育を希望する子ども〉1号認定＋2号認定 (単位：人(施設か所数))

志津南部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		520	520	520	520	520
②確保量	500(2)	520(2)	520(2)	520(2)	520(2)	520(2)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	500(2)	500(2)	500(2)	500(2)	500(2)	500(2)
他区域の充当分	-	20※	20※	20※	20※	20※
②－①		0	0	0	0	0

※志津北部区域から充当。

〈保育を希望する子ども〉2号認定 (単位：人(施設か所数))

志津南部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		260	260	260	260	260
②確保量	209(4)	220(5)	253(5)	286(6)	286(6)	286(6)
保育園	209(4)	220(5)	253(5)	286(6)	286(6)	286(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②－①		▲40	▲7	26	26	26

■ 3歳未満の子ども
 〈0歳児〉3号認定 (単位：人(施設か所数))

志津南部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		60	60	60	60	60
②確保量	37(4)	51(7)	57(7)	63(8)	63(8)	63(8)
保育園	37(4)	40(5)	46(5)	52(6)	52(6)	52(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	11(2)	11(2)	11(2)	11(2)	11(2)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②－①		▲9	▲3	3	3	3

〈1・2歳児〉3号認定 (単位：人(施設か所数))

志津南部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		180	180	180	180	180
②確保量	114(4)	142(7)	163(7)	184(8)	184(8)	184(8)
保育園	114(4)	120(5)	141(5)	162(6)	162(6)	162(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	22(2)	22(2)	22(2)	22(2)	22(2)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②－①		▲38	▲17	4	4	4

【確保の内容】

＜平成27年度＞幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所
 (小規模保育新規開園2か所)

＜平成28年度＞幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所
 (認可保育園定員増1園)

＜平成29年度＞幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育2か所
 (認可保育園新規開園1園)

＜平成30年度＞幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育2か所 (増減なし)

＜平成31年度＞幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育2か所 (増減なし)

6 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常利用していない日や時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【提供区域】 5区域

【現 状】

- すべての認可保育園、認定こども園で実施しています。
- 18時30分までの延長保育を民間保育園2園、19時までの延長保育を公立保育園2園、民間保育園9園、民間認定こども園1園、20時までの延長保育を公立保育園6園、民間保育園3園で行っています。
- 平成25年度の利用実績は実利用人数約578人です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		600	600	600	600	600
②確保量	1,904	1,993	2,227	2,409	2,409	2,409
(施設か所数)	(23か所)	(28か所)	(32か所)	(38か所)	(38か所)	(38か所)
②-①		1,393	1,627	1,809	1,809	1,809

【確保の内容】

- 引き続きすべての認可保育園において延長保育事業を継続します。
- 平成27年度以降に開園する認可保育園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業等）についても延長保育事業を実施するよう促します。
- 保護者のニーズにより延長保育事業の時間拡大について検討します。

<平成27年度>28か所（認可保育園新規開園1園、小規模保育新規開園4か所）

<平成28年度>32か所（認可保育園新規開園1園、幼稚園が認定こども園へ移行1園、小規模保育新規開園2か所）

<平成29年度>38か所（認可保育園新規開園2園、小規模保育新規開園4か所）

<平成30年度>38か所（増減なし）

<平成31年度>38か所（増減なし）

第4章 子ども・子育て支援施策
区域別の量の見込みと確保量

〈佐倉区域〉

(単位 :

佐倉	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		110	110	110	110	110
②確保量	340	340	403	453	453	453
(施設か所数)	(4か所)	(4か所)	(6か所)	(7か所)	(7か所)	(7か所)
②-①		230	293	343	343	343

人)

〈根郷・和田・弥富区域〉

(単位 :

根郷・和田・弥富	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		90	90	90	90	90
②確保量	280	280	331	331	331	331
(施設か所数)	(3か所)	(3か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)
②-①		190	241	241	241	241

人)

〈臼井・千代田区域〉

(単位 :

臼井・千代田	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		140	140	140	140	140
②確保量	486	504	504	540	540	540
(施設か所数)	(7か所)	(8か所)	(8か所)	(10か所)	(10か所)	(10か所)
②-①		364	364	400	400	400

人)

〈志津北部区域〉

(単位 :

志津北部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		140	140	140	140	140
②確保量	438	456	516	552	552	552
(施設か所数)	(5か所)	(6か所)	(7か所)	(9か所)	(9か所)	(9か所)
②-①		316	376	412	412	412

人)

〈志津南部区域〉

(単位 :

志津南部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		120	120	120	120	120
②確保量	360	413	473	533	533	533
(施設か所数)	(4か所)	(7か所)	(7か所)	(8か所)	(8か所)	(8か所)
②-①		293	353	413	413	413

人)

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【提供区域】 23 区域（小学校区域）

【現 状】

- すべての小学校区で実施しています。
- 高学年の受入れは、18 小学校区で実施しています。
- 小学校敷地内の余裕教室や専用施設等を利用して 30 か所で実施し、1,233 人の児童が在籍しています。
- 開所時間は、月～金は放課後～19 時、土曜日は 7 時～18 時、長期休業期間は 7 時から 19 時です。
- 月額利用料は 7,000 円、ただし、8 月は 10,000 円です。
- 運営は委託しています。
- 待機児童は発生していません。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		1,320	1,330	1,310	1,290	1,267
うち 1～3 年生	980	930	945	917	899	869
うち 4～6 年生	249	390	385	393	391	398
②確保量	1,425	1,530	1,635	1,725	1,725	1,725
（施設か所数）	（30 か所）	（32 か所）	（34 か所）	（36 か所）	（36 か所）	（36 か所）
②－①		210	305	415	435	458

【確保の内容】

- 高学年の受入れについては、余裕教室等を活用して場所を確保します。
- 定員を超過し過密状態になっている施設については、余裕教室の活用や専用施設の確保などを検討します。
- ＜平成 27 年度＞32 か所（志津小学校区域 1 か所整備、青菅小学校区域 1 か所整備、臼井小学校区域定員見直し）
- ＜平成 28 年度＞34 か所（上志津小学校区域 1 か所整備、西志津小学校区域 1 か所整備）
- ＜平成 29 年度＞36 か所（井野小学校区域 1 か所整備、間野台小学校区域 1 か所整備）
- ＜平成 30 年度＞36 か所（増減なし）
- ＜平成 31 年度＞36 か所（増減なし）

第4章 子ども・子育て支援施策

区域別の量の見込みと確保量

〈佐倉小学校区域〉

(単位：人)

佐倉小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		107	107	103	97	101
うち1～3年生	72	80	79	73	67	68
うち4～6年生	26	27	28	30	30	33
②確保量	120	120	120	120	120	120
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		13	13	17	23	19

〈内郷小学校区域〉

(単位：人)

内郷小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		27	29	29	31	29
うち1～3年生	17	20	22	21	22	20
うち4～6年生	5	7	7	8	9	9
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		38	36	36	34	36

〈臼井小学校区域〉

(単位：人)

臼井小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		56	58	57	56	55
うち1～3年生	44	41	43	41	39	37
うち4～6年生	9	15	15	16	17	18
②確保量	30	60	60	60	60	60
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		4	2	3	4	5

〈印南小学校区域〉

(単位：人)

印南小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		38	39	37	38	38
うち1～3年生	31	26	27	25	27	26
うち4～6年生	19	12	12	12	11	12
②確保量	70	70	70	70	70	70
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		32	31	33	32	32

〈千代田小学校区域〉

(単位：人)

千代田小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		45	45	50	50	50
うち1～3年生	30	33	32	37	36	37
うち4～6年生	10	12	13	13	14	13
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		20	20	15	15	15

〈上志津小学校区域〉

(単位：人)

上志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		90	85	83	80	77
うち1～3年生	57	61	56	55	55	54
うち4～6年生	0	29	29	28	25	23
②確保量	45	45	95	95	95	95
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②－①		▲45	10	12	15	18

〈志津小学校区域〉

(単位：人)

志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		75	77	77	82	80
うち1～3年生	74	55	55	53	57	55
うち4～6年生	21	20	22	24	25	25
②確保量	60	100	100	100	100	100
(施設か所数)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②－①		25	23	23	18	20

〈下志津小学校区域〉

(単位：人)

下志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		37	37	38	35	33
うち1～3年生	29	26	26	27	24	22
うち4～6年生	8	11	11	11	11	11
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		28	28	27	30	32

第4章 子ども・子育て支援施策

〈南志津小学校区域〉

(単位：人)

南志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		58	63	65	66	64
うち1～3年生	49	43	47	49	49	45
うち4～6年生	9	15	16	16	17	19
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		7	2	0	▲1	1

〈根郷小学校区域〉

(単位：人)

根郷小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		88	90	84	68	66
うち1～3年生	65	62	66	59	50	46
うち4～6年生	13	26	24	25	18	20
②確保量	130	130	130	130	130	130
(施設か所数)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②-①		42	40	46	62	64

〈和田小学校区域〉

(単位：人)

和田小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		13	13	12	13	11
うち1～3年生	8	8	9	8	9	7
うち4～6年生	4	5	4	4	4	4
②確保量	15	15	15	15	15	15
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		2	2	3	2	4

〈弥富小学校区域〉

(単位：人)

弥富小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		8	8	7	6	6
うち1～3年生	4	5	5	4	4	4
うち4～6年生	6	3	3	3	2	2
②確保量	50	50	50	50	50	50
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		42	42	43	44	44

〈井野小学校区域〉

井野小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		108	114	115	118	122
うち1～3年生	91	75	80	79	81	84
うち4～6年生	15	33	34	36	37	38
②確保量	115	115	115	155	155	155
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②-①		7	1	40	37	33

〈佐倉東小学校区域〉

(単位：人)

佐倉東小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		45	45	43	43	39
うち1～3年生	31	30	32	31	30	26
うち4～6年生	11	15	13	12	13	13
②確保量	45	45	45	45	45	45
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		0	0	2	2	6

〈西志津小学校区域〉

(単位：人)

西志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		129	130	130	127	121
うち1～3年生	85	90	93	95	89	82
うち4～6年生	1	39	37	35	38	39
②確保量	75	75	130	130	130	130
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②-①		▲54	0	0	3	9

〈小竹小学校区域〉

(単位：人)

小竹小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		41	45	44	46	46
うち1～3年生	22	30	33	33	33	32
うち4～6年生	12	11	12	11	13	14
②確保量	60	60	60	60	60	60
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		19	15	16	14	14

第4章 子ども・子育て支援施策

〈間野台小学校区域〉

(単位：人)

間野台小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		80	78	73	71	67
うち1～3年生	53	55	54	48	48	44
うち4～6年生	2	25	24	25	23	23
②確保量	30	30	30	80	80	80
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		▲50	▲48	7	9	13

〈王子台小学校区域〉

(単位：人)

王子台小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		58	53	49	48	43
うち1～3年生	52	40	35	31	31	28
うち4～6年生	4	18	18	18	17	15
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		7	12	16	17	22

〈青菅小学校区域〉

(単位：人)

青菅小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		62	69	76	84	87
うち1～3年生	63	46	52	57	62	64
うち4～6年生	29	16	17	19	22	23
②確保量	60	95	95	95	95	95
(施設か所数)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		33	26	19	11	8

〈寺崎小学校区域〉

(単位：人)

寺崎小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		61	56	55	54	54
うち1～3年生	52	42	38	36	35	36
うち4～6年生	22	19	18	19	19	18
②確保量	60	60	60	60	60	60
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		▲1	4	5	6	6

〈山王小学校区域〉

山王小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		27	25	23	21	22
うち1～3年生	13	18	17	15	13	15
うち4～6年生	13	9	8	8	8	7
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		38	40	42	44	43

〈染井野小学校区域〉

(単位：人)

染井野小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		36	35	34	31	30
うち1～3年生	22	22	24	23	22	20
うち4～6年生	0	14	11	11	9	10
②確保量	30	30	30	30	30	30
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		▲6	▲5	▲4	▲1	0

〈白銀小学校区域〉

(単位：人)

白銀小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		31	29	26	25	26
うち1～3年生	16	22	20	17	16	17
うち4～6年生	10	9	9	9	9	9
②確保量	40	40	40	40	40	40
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		9	11	14	15	14

第4章 子ども・子育て支援施策

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由で児童の養育が困難となった場合、原則7日間を限度にお子さんをお預かりする事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

➤実施していません。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		100	100	100	100	100
②確保量		100	100	100	100	100
（施設か所数）		（1 か所）	（1 か所）	（1 か所）	（1 か所）	（1 か所）
②－①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

- ＜平成 27 年度＞ 1 か所（民間保育園（1 か所）で本事業を実施する方向で調整します。）
- ＜平成 28 年度＞ 1 か所（増減なし）
- ＜平成 29 年度＞ 1 か所（増減なし）
- ＜平成 30 年度＞ 1 か所（増減なし）
- ＜平成 31 年度＞ 1 か所（増減なし）

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳児・幼児とその保護者が自由に利用し、遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受ける事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

➤佐倉市子育て支援センター1か所、公立保育園8園、民間保育園7園、民間認定こども園1園で実施しています。

➤平成25年度の延べ利用者数は38,205人で増加傾向にあります。

区分		22年度	23年度	24年度	25年度
延べ利用者数 (人日)	子育て支援センター	13,784	14,591	13,217	13,851
	公立保育園	10,696	10,117	14,897	17,098
	民間保育園	4,820	6,364	4,432	7,256
	計	29,300	31,072	32,546	38,205
施設数(か所)		14	14	14	15

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		45,800	45,800	45,800	45,800	45,800
②確保量	40,940	54,440	56,155	56,155	56,155	56,155
(施設か所数)	(17か所)	(18か所)	(19か所)	(19か所)	(19か所)	(19か所)
②-①		8,640	10,355	10,355	10,355	10,355

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状態ですが、拠点施設は利用者が歩いて行ける範囲にあることが望まれるため、今後も保育園等で本事業を実施するよう促します。

＜平成27年度＞18か所（志津地区（1か所）において、本事業を開始する予定です。）

＜平成28年度＞19か所（根郷地区（1か所）において、本事業を開始する予定です。）

＜平成29年度＞19か所（増減なし）

＜平成30年度＞19か所（増減なし）

＜平成31年度＞19か所（増減なし）

第4章 子ども・子育て支援施策

(5) 一時預かり事業

病気やけが、冠婚葬祭、仕事など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、幼稚園及び保育園でお子さんを一時的にお預かりする事業です。

【提供区域】 5区域

【現 状】

➤幼稚園では、在園児を対象にすべての園で実施しています。平成25年度の延べ利用者数は約41,391人（推計）でした。

➤保育園では、公立保育園4園、民間保育園3園、民間認定こども園1園で実施しています。平成25年度の延べ利用者数は6,423人でした。

【量の見込みと確保量】

〈幼稚園型※1〉

(単位：人日)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		40,080	40,080	40,080	40,080	40,080
②確保量	48,800	48,800	45,120	45,120	45,120	45,120
(施設か所数)	(13か所)	(13か所)	(12か所)	(12か所)	(12か所)	(12か所)
②-①		8,720	5,040	5,040	5,040	5,040

※1 幼稚園型…現行の幼稚園における預かり保育と同様に、在園児を主な対象として実施する事業

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、幼稚園の預かり保育を充実させ、在園児について、長期休み中の預かり保育をすべての園で実施するよう協議していきます。

＜平成27年度＞13か所（増減なし）

＜平成28年度＞12か所（根郷・和田・弥富地区の私立幼稚園（1園）が認定こども園に移行する予定です。）

＜平成29年度＞12か所（増減なし）

＜平成30年度＞12か所（増減なし）

＜平成31年度＞12か所（増減なし）

〈一般型※2〉

(単位：人日)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
②確保量	23,600	23,600	29,500	29,500	29,500	29,500
(施設か所数)	(8か所)	(8か所)	(10か所)	(10か所)	(10か所)	(10か所)
②-①		12,200	18,100	18,100	18,100	18,100

※2 一般型……主に保育園等において、在園児以外の乳幼児を一時的に預かる事業

【確保の内容】

➤市内全域では、量の見込み分は確保できていますが、臼井・千代田区域及び志津南部区域については、量の見込み分の確保ができていません。他区域の一時預かり事業を利用するよう促します。

＜平成27年度＞8か所（増減なし）

＜平成28年度＞10か所

（根郷・和田・弥富地区の私立幼稚園（1園）が認定こども園に移行する予定です。）

（佐倉区域の民間保育園（1園）が本事業を開始する予定です。）

＜平成29年度＞10か所（増減なし）

＜平成30年度＞10か所（増減なし）

＜平成31年度＞10か所（増減なし）

第4章 子ども・子育て支援施策
区域別の量の見込みと確保量

<幼稚園型・佐倉区域>

(単位：人日)

佐倉	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
②確保量	17,040	13,360	13,360	13,360	13,360	13,360
(施設か所数)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)
②-①		360	360	360	360	360

<幼稚園型・根郷・和田・弥富区域>

(単位：人日)

根郷・和田・弥富	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②確保量	9,680	9,680	6,000	6,000	6,000	6,000
(施設か所数)	(3か所)	(3か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		4,680	1,000	1,000	1,000	1,000

<幼稚園型・臼井・千代田区域>

(単位：人日)

臼井・千代田	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
②確保量	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		0	0	0	0	0

<幼稚園型・志津北部区域>

(単位：人日)

志津北部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
②確保量	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		0	0	0	0	0

<幼稚園型・志津南部区域>

(単位：人日)

志津南部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
②確保量	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		0	0	0	0	0

区域別の量の見込みと確保量

〈保育園型・佐倉区域〉

(単位：人日)

佐倉	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②確保量	5,900	5,900	8,850	8,850	8,850	8,850
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②-①		4,400	7,350	7,350	7,350	7,350

〈保育園型・根郷・和田・弥富区域〉

(単位：人日)

根郷・和田・弥富	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②確保量	5,900	5,900	8,850	8,850	8,850	8,850
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②-①		4,500	7,450	7,450	7,450	7,450

〈保育園型・臼井・千代田区域〉

(単位：人日)

臼井・千代田	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②確保量	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		4,400	4,400	4,400	4,400	4,400

〈保育園型・志津北部区域〉

(単位：人日)

志津北部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②確保量	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

〈保育園型・志津南部区域〉

(単位：人日)

志津南部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②確保量	0	0	0	0	0	0
(施設か所数)	(0か所)	(0か所)	(0か所)	(0か所)	(0か所)	(0か所)
②-①		▲3,500	▲3,500	▲3,500	▲3,500	▲3,500

第4章 子ども・子育て支援施策
(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合、一時的にお預かりする事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

- 病児保育事業は実施していません。
- 病後児保育は佐倉区域 1 か所（平成 25 年 8 月～）、志津北部区域 1 か所（平成 24 年 12 月～）、志津南部区域 1 か所（平成 25 年 1 月～）で実施しています。
- 平成 25 年度の延べ利用者数は 162 人です。
- 平成 24 年度に事業を開始してから利用者は増加しています。

区分	24 年度	25 年度
延べ利用者数（人）	7	162
施設数（か所）	2	3

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		885	885	885	885	885
②確保量	885	885	885	885	885	885
（施設か所数）	（3 か所）	（3 か所）	（3 か所）	（3 か所）	（3 か所）	（3 か所）
②－①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

- 量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、病児保育事業の実施について検討します。
- ＜平成 27 年度＞ 3 か所（増減なし）
- ＜平成 28 年度＞ 3 か所（増減なし）
- ＜平成 29 年度＞ 3 か所（増減なし）
- ＜平成 30 年度＞ 3 か所（増減なし）
- ＜平成 31 年度＞ 3 か所（増減なし）

(7) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

- 佐倉市ファミリーサポートセンター1か所（委託）
- 平成25年度末の会員数は、依頼会員441人、提供会員122人、両方会員63人の合計626人で、延べ利用者数は2,672人です。
- 平成22年度から延べ利用者数は増加傾向にありますが、平成24年度から平成25年度はゆるやかな増加になっています。

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
延べ利用者数（人日）	594	1,677	2,256	2,672
提供会員数（人）	54	82	94	122
依頼会員数（人）	134	242	335	441
両方会員数（人）	28	45	59	63

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		2,910	3,040	3,170	3,310	3,450
②確保量	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
（施設か所数）	（1か所）	（1か所）	（1か所）	（1か所）	（1か所）	（1か所）
②－①		3,290	3,160	3,030	2,890	2,750

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、佐倉市ホームページやこほう佐倉を通して、会員の増加を図ります。

- ＜平成27年度＞1か所（増減なし）
- ＜平成28年度＞1か所（増減なし）
- ＜平成29年度＞1か所（増減なし）
- ＜平成30年度＞1か所（増減なし）
- ＜平成31年度＞1か所（増減なし）

第4章 子ども・子育て支援施策

(8) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）

子どもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

➤平成 26 年 10 月より、佐倉市役所子育て支援課の窓口及び民間認定こども園 1 園で実施しています。

【量の見込みと確保量】

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②確保量 （施設数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②-①		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状況です。当面、市内 2 か所でこの事業を実施し、実績を見て今後の事業拡充を検討します。また、子育てコンシェルジュ（相談員）の研修を実施します。

＜平成 27 年度＞ 2 か所（増減なし）

＜平成 28 年度＞ 2 か所（増減なし）

＜平成 29 年度＞ 2 か所（増減なし）

＜平成 30 年度＞ 2 か所（増減なし）

＜平成 31 年度＞ 2 か所（増減なし）

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業）

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問事業を実施することで、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保する事業です。

【提供区域】 1区域（市内全域）

【現 状】

- 平成25年度は出生数1,182人に対し、訪問人数1,033人、実施率は87.4%です。
- 対象者から、出生通知書（ハガキ）や電話、メール等で訪問希望の連絡があれば、約2週間以内に日程調整の電話連絡を行い、保健師や助産師が約束した日に訪問しています。
- 通知書の返送がない場合は、電話による勧奨のほか直接訪問を行う等して、育児状況の確認を行っています。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,100	1,110	1,120	1,130	1,130
②確保量		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②-①		100	90	80	70	70

【確保の内容】

- 量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、実施率100%を目指します。

第4章 子ども・子育て支援施策

(10) 妊婦健康診査

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

- 平成25年度は1,172人の妊婦に対して、妊婦健康診査受診券を16,408枚発券し、利用されたのは13,886枚、利用率（受診率）は84.6%です。
- 県内外の医療機関、助産所に委託して実施しています。

【量の見込みと確保量】

（単位：枚）

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		14,300	14,300	14,500	15,000	15,100
②確保量		16,800	16,800	16,800	16,800	16,800
②-①		2,500	2,500	2,300	1,800	1,700

【確保の内容】

- 量の見込み分の確保はできている状況です。
- 母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。

(11) 養育支援訪問事業

児童福祉法に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

- 平成 25 年度の延べ訪問件数は 273 件です。
- こんにちは赤ちゃん事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、または、虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、助産師等が訪問・相談指導を行っています。

【量の見込みと確保量】

（単位：延べ訪問件数）

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		180	180	180	180	180
②確保量		180	180	180	180	180
②－①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

- 量の見込み分の確保はできている状況です。
- 関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、国等から具体的な内容が示された後、実施に向け検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後、国等から具体的な内容が示された後、実施に向け検討します。

第5章

基本施策の展開

第5章

基本施策の展開

本計画では、行動計画（後期計画）の施策を引き継ぎ、子ども・子育て支援新制度における新たな課題等を踏まえ、事業をすすめていきます。

※他の個別計画に記載がある事業については、本計画には記載しないことを基本として整理しました。

基本目標 1 >>> 質の高い教育・保育の総合的な提供

(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの提供

乳幼児期は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、年齢に応じた質の高い教育・保育は一人ひとりの子どもが健やかに育つために必要不可欠であることから、発達段階を踏まえた質の高い教育・保育のための教育・保育内容の充実をめめます。また、質の高い教育・保育の実践には、教育・保育に携わる職員の専門的な知識と技術を身につけることが不可欠であることから、職員の専門性と資質の向上に積極的に取り組みます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
1	幼児期の学校教育の提供と充実 〔子育て支援課、学務課〕	・集団生活の中での学習や遊び体験が十分に行われるよう、幼稚園や保育園、認定こども園等における教育・保育内容の充実を図ります。また、幼保一元化を踏まえたカリキュラムを研究します。
2	乳幼児期の保育サービスの提供と充実 〔子育て支援課〕	・保育園、認定こども園、家庭的保育事業等の新設、既存保育施設の定数増等により、待機児童ゼロを目指します。実施にあたっては、地域の供給バランスにも配慮します。 ・子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かり事業を実施し、利用しやすくしていきます。 ・保護者の病気などの理由により、家庭で養育を受けることが難しくなった子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業の実施を検討します。
3	幼稚園教諭、保育士、保育教諭*等の資質の向上 〔子育て支援課、学務課〕	・質の高い幼児期の教育・保育を実現するため、幼稚園教諭、保育士の資質の向上を図ります。
4	給食内容の充実 〔子育て支援課、生活環境課〕	・子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園等における給食内容の充実を図ります。 ・子どもの食に関する安全性を確認するために、保育園等の給食食材等の食品放射能検査を行います。

*保育教諭：「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の免許と資格の両方を有している職員として配置されるもの（経過措置期間あり）。

第5章 基本施策の展開

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。認定こども園の整備については、地域の状況を考慮しながら普及に努めます。

幼稚園、保育園、認定こども園等が相互に情報を共有し、連携することで、より質の高い教育・保育の実現を目指します。また、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校が連携することで、幼児期における子どもの育ちと学びをつなぎます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
5	認定こども園の整備 〔子育て支援課〕	・保護者の就労状況等に関わらず利用でき、教育・保育を一体的に受けることが可能な認定こども園について、地域の供給バランスを考慮しながら普及に努めます。
6	幼稚園、保育園、認定こども園等の連携 〔子育て支援課、学務課〕	・質の高い幼児期の教育・保育を実現するため、幼稚園、保育園、認定こども園等が連携します。
7	幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携 〔子育て支援課、学務課、指導課〕	・幼児期の育ちと学びは義務教育の基盤として重要なものであり、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校がともに子どもの育ちと学びをつなぐため連携します。

基本目標2 >>>地域における子育て支援

(1) 学童保育の充実

保護者が就労等により日中不在となる家庭の児童の健全な育成を支援するため、全小学校区において、学童保育を実施しています。しかし、学童保育所の中には、入所児童数が過密になっている施設や、小学校6年生までの利用ができない施設もあります。今後はこのような課題について対策を検討します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
8	学童保育の充実 〔子育て支援課〕	・学童保育所を運営する事業所等と連携し、児童の健全な成長のために必要な保育内容について検討します。
9	学童保育所（児童クラブ）の整備 〔子育て支援課、教育総務課〕	・高学年の受け入れについては、余裕教室等を活用して場所を確保します。 ・定員40人以上の施設について、余裕教室の活用や専用施設の確保などを検討します。

(2) 地域の子育て協力体制づくり

さまざまな機会、手段を通して、子育てを社会全体で行っていく必要性について、意識啓発を図ります。また、ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域での子育て支援の基盤形成をさらに推進していきます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
10	社会全体で子育てをしていく意識の啓発 〔子育て支援課〕	・子育てを社会全体で行う必要性について、こうほう佐倉、市ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて意識の啓発を図ります。
11	ファミリーサポートセンター事業の実施 〔子育て支援課〕	・こうほう佐倉等を通じ、依頼会員、提供会員、両方会員の募集を広く行うことで、依頼者と提供者相互のニーズに応えられるようにします。

(3) 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり

子育て中の家庭が気軽に利用できる相談や学習の場、親子の交流の場づくり等を積極的に進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報が必要としているかたに届くよう、さまざまなメディアを活用して情報提供を行います。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
12	子育て情報の提供 〔子育て支援課〕	・子育て支援サービスに関する情報が、必要としている保護者に的確に届くよう、さまざまなメディアを活用して情報提供を行っていきます。
13	地域子育て支援拠点事業の拡充 〔子育て支援課〕	・利用者が気軽に集うことができる場所として、子育て支援センターにおける事業を継続し、新規に整備する保育園や認定こども園や既存園について、地域子育て支援拠点事業の実施を促します。 ・地域における子育て支援の拠点として、児童センターや老幼の館の機能の拡充を図ります。 ・しつけの際の子どもとのコミュニケーションのとり方を学ぶため、怒鳴らない子育て練習講座（C S P講座）を開催します。
14	利用者支援事業の実施 〔子育て支援課〕	・子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園、保育園等の施設や、地域子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、身近な場所で情報の提供や相談、援助などを行います。
15	その他の相談体制の充実 〔子育て支援課、健康増進課〕	・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）に限らず、さまざまな場所で育児に不安をもつ保護者が相談できるよう体制の充実を図ります。 ・妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を目指すための相談体制について検討します。

第5章 基本施策の展開

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
16	育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の支援 〔子育て支援課〕	・育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の活動が活発化するように、活動場所や情報提供などの支援をします。
17	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化 〔子育て支援課、社会教育課、児童青少年課〕	・民生委員・児童委員、主任児童委員と、より一層の連携を図り、子育て支援を推進します。 ・民生委員・児童委員、主任児童委員に虐待防止やその早期発見を踏まえた研修を実施、さらなる知識の修得を図ります。 ・民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の活性化により、ひとり親家庭へのよりの確な支援を実施します。

（４）保護者の経済的負担に対する軽減

保護者の経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成、幼稚園就園奨励費補助金の支給などを行います。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
18	各種手当の充実 〔子育て支援課、児童青少年課〕	・児童手当、医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 ・幼稚園就園奨励費事業を実施することで、市内在住の園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。

基本目標3 >>>すこやかに生まれ育つ環境づくり

(1) 妊婦に対する相談・支援の充実

妊婦が安心して、そして安全に出産が迎えられるように相談・指導体制等を充実させます。母子健康手帳の交付により、母子の健康状態の記録と活用を促します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
19	母子健康手帳の交付 〔健康増進課〕	・母子健康手帳は妊娠、出産、育児に関する一貫した健康の記録であり、育児に関する手引書でもあることから、活用を促進します。
20	妊婦健診の実施 〔健康増進課〕	・妊婦健康診査にかかる費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、病気の早期発見や予防に努め、すこやかな妊娠、出産を支援します。
21	妊婦訪問の実施 〔健康増進課〕	・不安のある妊婦や健康上心配のある妊婦に対し、訪問による相談に応じ、すこやかな妊娠、出産を支援します。

(2) 母子保健相談・健診・指導の充実

母子保健の充実のため、母子保健相談や健診、指導等を実施します。また、育児不安や育児困難感を抱えていたり、孤立している保護者に対する相談等の支援に努めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
22	乳幼児健康診査の充実 〔健康増進課〕	・健康診査を定期的実施し、必要な保健指導や助言を行うことにより、乳幼児の疾病予防と健康の保持増進を図ります。
23	乳幼児相談・指導の充実 〔健康増進課〕	・乳幼児の発育、発達状態の確認と、それに応じた助言を行うことにより、発育過程を支援します。また、育児に係る様々な相談に対応することで、保護者の不安、負担感の軽減を図ります。
24	訪問指導の充実 〔健康増進課〕	・乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児訪問指導などの家庭訪問により、乳幼児の健康の保持増進と保護者の育児不安・負担の軽減を図ります。
25	母子保健に関する情報提供 〔健康増進課〕	・こうほう佐倉や市ホームページ、ケーブルテレビを活用し、母子保健に関する情報提供の拡充を図ります。

第5章 基本施策の展開

(3) 安心できる医療の整備・充実

夜間や休日における子どもの急病に対処するため、小児初期急病診療所の運営を行います。また、さまざまなメディアを通じ、医療機関についての情報提供を進めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
26	小児救急等の充実と周知 〔健康増進課〕	・医療機関が休診となる平日の夜間、日曜、祝日、年末年始の昼夜間において、小児の急病に対処するため、印旛市郡医師会へ委託し、印旛市郡小児初期急病診療所の運営を行います。
27	医療情報提供の充実 〔健康増進課〕	・保健、医療等の情報を含めた子育て総合情報冊子、市の各種保健事業のスケジュールや医療機関一覧、急病診療所の情報等を掲載した健康カレンダーの作成、配布により、医療機関についての情報提供を進めます。

(4) 未来のママ・パパを育む取り組み

生命に関する教育を小中学校において行うことにより、子育ての喜びと責任を感じることのできる環境を整えます。また、育児に対する関心等を高めるため、世代間のふれあい体験の場を設けます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
28	大切ないのちを育むまなびの推進 〔指導課〕	・小中学校において、関係機関の協力を得て、子育ての喜びと責任を感じることができるよう、子育てに関する教育の推進を図ります。
29	ふれあい体験の推進 〔子育て支援課、指導課、社会教育課〕	・育児に対する関心、知識等を高めるために、中学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。 ・保育園等において、高齢者とこどもとのふれあいの機会をつくれます。

基本目標4 >>> 仕事と子育てを両立させる社会づくり

(1) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立のために、性別による役割分担意識にとらわれず、子育ては男女が協力しあって行うことであること等の意識の醸成を図るとともに、関係機関、民間企業等に子育て支援体制充実の必要性について啓発します。また、多様化する保護者の就労形態に対応し、保育サービスの多様化、拡充を図るとともに、産休、育休明けの保護者が希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供と受け入れ体制の確保に努めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
30	家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成 〔子育て支援課、自治人権推進課〕	・家庭、地域、職場等において、男女平等参画意識の浸透が図れるよう、講演会等の開催や、男女平等参画推進センターにおいて、情報や学習の機会を提供します。
31	仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 〔子育て支援課、産業振興課〕	・市内の企業や事業者に、子育て支援体制充実の必要性について啓発し、育児休業制度などの周知を図ります。 ・市が市内の企業や事業者のモデルとなるよう、市役所内における保育施設（事業所内保育）の設置について検討します。
32	利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 〔子育て支援課、学務課〕	・保護者の就労形態の多様化に対応し、幼稚園における預かり保育や保育園などにおける延長保育の実施時間拡充、一時預かり事業の拡充について検討します。 ・病後児保育事業を継続し、事業の実施について周知するとともに、病児保育の実施を検討します。 ・休日保育事業の実施について検討します。
33	産休、育休後の保育園等の円滑な利用の確保 〔子育て支援課〕	・保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、育児休業中の保護者に対して十分な情報提供を図るとともに、教育・保育施設等の受け入れ体制の確保に努めます。

基本目標5 >>>配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

(1) 児童虐待の防止

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、虐待ハイリスク妊産婦を含む子育て家庭への養育支援訪問事業を実施し虐待予防に努めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
34	児童虐待防止対策の充実 〔児童青少年課〕	・関係機関によるネットワークの連携を強化し、児童虐待の予防・発見・フォローアップ体制づくりを行います。
35	養育支援の充実 〔児童青少年課、健康増進課〕	・乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門知識や経験を有する者が訪問し、養育に関する相談及び指導を行い、養育支援の充実に努めます。
36	市民への啓発 〔児童青少年課〕	・こうほう佐倉、市ホームページ、ケーブルテレビ、ポスター等に加え、講演会等を開催し、虐待防止についての啓発や相談先、連絡先の周知に努めます。
37	家庭児童相談室の体制 〔児童青少年課〕	・児童青少年課内の家庭児童相談室の充実に図り相談体制を強化します。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立に必要な情報提供や就労に対する相談等を進め、ひとり親家庭の自立に向けた支援を進めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
38	ひとり親家庭自立支援員の設置 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭の抱えている育児や生活に感ずる悩み事の相談窓口を充実させ、自立に必要な情報を提供します。
39	ひとり親家庭の日常生活支援事業の実施 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭のかたが、自立促進に必要な活動をする場合などにおいて、一時的に家庭生活支援員を配置し、人的支援をします。
40	自立支援給付金事業の実施 〔児童青少年課〕	・ひとり親の職業能力を高めていく取り組みを経済的に支援します。
41	ひとり親家庭の経済的負担の軽減 〔児童青少年課〕	・医療費助成や児童扶養手当の支給により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
42	交流の場の拡充 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭の交流の場を拡充し、精神的な支援に努めます。
43	入学就職祝金の支給 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭の児童の勉学、勤労意欲の向上を目的とし、入学就職祝金を支給することで、ひとり親家庭を応援するメッセージとします。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図るため、関係機関の連携を強化します。また、障害のある子どももいない子どもも、ともに育つ取り組みを進めるため、障害に対する理解の促進を図るとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等における教育・保育の充実を図ります。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
44	関係機関の連携強化 〔子育て支援課、健康増進課、障害福祉課〕	・児童デイサービス事業所、健康増進課、医療機関、児童相談所、児童センター、社会福祉協議会等の連携を強化し、子どもの成長に伴った指導、訓練が円滑に進められるようにします。
45	障害のある子どもの教育・保育の充実 〔子育て支援課、指導課、教育センター、学務課〕	・幼稚園、保育園、認定こども園等において、障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図っていきます。
46	障害に対する理解の促進と、ともに育つ取り組み 〔子育て支援課、障害福祉課、指導課、教育センター〕	・子どもたちが心身障害者等に対する理解を深め、障害のある人と障害のない人がともに生活を送り、ともに生きる社会をつくっていけるよう意識の啓発を図ります。

基本目標6 >>>子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

(1) 子どもの主体性の尊重

子どもの主体性を尊重するための取り組みとして、子どもの権利条約等について周知を図るとともに、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。また、子どもの社会参加促進のため、行事等を通して、子ども自身が意見を表明し、企画していく力をつけるための支援をします。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
47	子どもの権利についての啓発 〔子育て支援課、自治人権推進課、指導課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約及び子どもの権利の保障について、子育て支援情報誌等を活用して周知を図るとともに、児童福祉週間や家族の日のイベントを通じて啓発活動を進めていきます。 ・小・中学校において、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。
48	子どもの社会参加の促進 〔子育て支援課、自治人権推進課、指導課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身が意見を表明し、参加するため、子ども議会を開催します。 ・児童センターや学童保育所で子どもが中心となってイベントや行事をつくりあげていきます。 ・子どもの活動を支援する団体やNPO、ボランティア等の側面支援を図るとともに、新たな担い手発掘のためのイベント・講座等を開催します。

(2) 子どもの居場所の充実

子どもが、近所で安心して外遊びができるよう、安全な遊び場を維持、管理します。また、児童センターや公民館、図書館などを活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を支援します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
49	子どもが安心して遊べる環境づくり 〔子育て支援課、公園緑地課、生活環境課、教育総務課、学務課、社会教育課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが近所で安心して外遊びができるように、身近な公園や広場などを維持・管理します。 ・体育館や校庭などの学校施設の開放を進めます。 ・小学校の余裕教室などを活用して行う放課後子ども総合プランの実施について検討します。 ・子どもが安全でゆとりある教育・保育を受けられるように、幼稚園、保育園、学校等の施設・設備の整備を行います。 ・子どもの遊び場の安全性を確認するため、生活空間である学校や保育園、公園等の空間放射線量率を測定します。
50	児童センター等の充実 〔子育て支援課、社会教育課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに身近な児童センター、公民館、図書館などを活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を開催します。

(3) 子どもの生きる力を育む取り組み

いじめにより子どもが精神的、肉体的な傷を負うことがないように、関係機関や地域の連携を強化し、いじめの発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、子ども自身が相談できる力を育むため、相談体制等の充実や情報提供、来所相談や電話相談へ対応します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
51	いじめ対策の充実 〔子育て支援課、学務課、指導課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園や幼稚園等において、さまざまな体験をとおして、自分やまわりの人を大事にすることの大切さを学ぶ機会をつくります。 ・施設と地域が子どもの成長を見守っていけるよう、幼稚園、保育園、学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、不登校やいじめといった様々な問題に対応します。
52	子ども自身が相談できる力を育む取り組み 〔子育て支援課、指導課、教育センター〕	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やいじめ等のさまざまな問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図ります。 ・学校教育相談員等による来所相談や電話相談への対応を実施します。

第6章

計画の実現のために

第6章

計画の実現のために

1 計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、市民のニーズに応えるため、必要なサービスの量の確保・拡大と質の向上の実現を目指します。

このため、市だけでなく、これまで同様、民間活力や国・県の財政支援を最大限活用し、本計画の実現に向け、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園、保育園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市子育て支援推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。

資料

1 佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	会議名称	概要
H26. 5. 26	第1回 佐倉市子育て支援推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・佐倉市の子育て支援の取り組み状況について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について
H26. 7. 4	第2回 佐倉市子育て支援推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について(諮問) ・部会の設置について ・子ども・子育て支援新制度に係る各種基準関係について
H26. 8. 1	第1回 佐倉市子育て支援推進委員会 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・教育・保育提供区域の設定について ・目標実現のための施策に関してのご意見について
H26. 8. 26	第2回 佐倉市子育て支援推進委員会 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・「量の見込み」と「確保の内容」について ・目標実現のための施策に関してのご意見について
H26. 9. 27	第3回 佐倉市子育て支援推進委員会 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・計画の基本的な考え方について ・子ども・子育て支援施策について ・基本施策の展開における施策・事業の整理について
H26. 10. 14	第3回 佐倉市子育て支援推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について(専門部会からの報告)
H26. 10. 28	第4回 佐倉市子育て支援推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・基本施策の展開について ・計画の基本的な考え方について
H26. 11. 13	第5回 佐倉市子育て支援推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について(答申)
H26. 12. 12	第1回 佐倉市子ども・子育て支援 事業計画策定庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・「第5章 基本施策の展開」について
H26. 12. 19	第2回 佐倉市子ども・子育て支援 事業計画策定庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・「第5章 基本施策の展開」について

資料

年月日	会議名称	概要
H27. 1. 14	第 112 回政策調整会議	佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について（付議） ・素案の内容決定、並びに市民意見公募手続きの実施について
H27. 2. 6～ H27. 2. 20	パブリックコメント	・意見公募期間 15 日間
H27. 3. 31	パブリックコメント 結果公表	・意見 6 人、6 件
H27. 3. 31	計画策定	

2 佐倉市子育て支援推進委員会条例

平成15年12月26日条例第47号

改正

平成17年3月24日条例第11号
 平成25年3月29日条例第15号
 平成25年10月1日横書き施行
 平成25年10月1日条例第36号

(設置)

第1条 市における子育て支援の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、子育て支援の推進に関し必要な事項を調査し、審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師又は歯科医師
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 主任児童委員
- (5) 保育園の園長
- (6) 幼稚園の園長
- (7) 小学校又は中学校の校長
- (8) 保育園、幼稚園、小学校又は中学校に在籍する者の保護者
- (9) 市民
- (10) 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例（昭和54年佐倉市条例第12号）に規定する佐倉市立児童センター又は佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成3年佐倉市条例第28号）に規定する佐倉市立学童保育所の施設長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成17年3月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料

附 則（平成25年10月 1 日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、公布の日に佐倉市条例の左横書き化等に関する条例（平成25年佐倉市条例第26号）の例により、左横書きに改めるものとする。

3 佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則

平成16年2月13日規則第4号

改正

平成25年10月1日横書き施行

平成25年10月3日規則第41号

佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市子育て支援推進委員会条例（平成15年佐倉市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 条例第3条に規定する佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | | |
|------|----------------|------|
| (1) | 条例第3条第1号に定める者 | 3人以内 |
| (2) | 条例第3条第2号に定める者 | 2人以内 |
| (3) | 条例第3条第3号に定める者 | 2人以内 |
| (4) | 条例第3条第4号に定める者 | 1人 |
| (5) | 条例第3条第5号に定める者 | 2人以内 |
| (6) | 条例第3条第6号に定める者 | 2人以内 |
| (7) | 条例第3条第7号に定める者 | 2人以内 |
| (8) | 条例第3条第8号に定める者 | 4人以内 |
| (9) | 条例第3条第9号に定める者 | 2人以内 |
| (10) | 条例第3条第10号に定める者 | 1人 |

(専門部会)

第3条 委員会は、専門的事項に関する調査研究のため、委員会の会議の決定により専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会の部会員は、委員の中から委員長が指名するものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 7 部会長は、部会の会議の結果を委員長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月3日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 佐倉市子育て支援推進委員会委員名簿

区分	氏名	備考	専門 部会
学識経験者	田中 幸	委員長 千葉敬愛短期大学 専任講師	副部会長 ○
学識経験者	網仲 純子	副委員長 佐倉市商工会議所 厚生労働委員会委員長	
学識経験者	早坂 恵子	千葉女子専門学校教頭	部会長 ○
医師	澤井 清	印旛市郡医師会佐倉地区医師会推薦	
歯科医師	松田 光弘	印旛郡市歯科医師会佐倉地区推薦	
民生委員・児童委員	山村 和子	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦	
主任児童委員	石田 絹代	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦	
保育園の園長 (私立)	長島 成幸	吉見光の子保育園長 (私立保育園長会推薦)	○
幼稚園の園長 (私立)	平岡 立行	佐倉くるみ幼稚園長 (私立幼稚園会推薦)	○
小学校長	日暮 美智子	佐倉東小学校長 (小学校・中学校校長会推薦)	
中学校長	中臺 信夫	根郷中学校長 (小学校・中学校校長会推薦)	
保育園、幼稚園、小学校 又は中学校の保護者	徳永 由美子	公募	
保育園、幼稚園、小学校 又は中学校の保護者	堀 桃子	公募	○
保育園、幼稚園、小学校 又は中学校の保護者	兵頭 佐紀	公募	
市民	田代 和美	公募	○
市民	奥山 旦子	公募	
児童センター又は 学童保育所長	小野寺 光彦	志津児童センター施設長	

5 佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に先立ち、庁内関係各課の意見を調整するため、佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画における子育て支援施策の策定に関すること。
- (2) その他検討会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、子育て支援課長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健康こども部子育て支援課が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成26年12月1日決裁26佐子第1313号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、事業計画が公表された日をもって、その効力を失う。

別表

委 員	企画政策部	企画政策課長が推薦する者
	市民部	自治人権推進課長が推薦する者
	福祉部	社会福祉課長が推薦する者
		障害福祉課長が推薦する者
	健康こども部	子育て支援課長が推薦する者
		児童青少年課長が推薦する者
		健康増進課長が推薦する者
	産業振興部	産業振興課長が推薦する者
	環境部	生活環境課長が推薦する者
	都市部	公園緑地課長が推薦する者
	教育委員会事務局	教育総務課長が推薦する者
		学務課長が推薦する者
		指導課長が推薦する者
社会教育課長が推薦する者		

6 子ども・子育て支援法

発令 : 平成 24 年 8 月 22 日号外法律第 65 号

最終改正 : 平成 26 年 6 月 13 日号外法律第 69 号

改正内容 : 平成 26 年 4 月 23 日号外法律第 28 号[平成 26 年 10 月 1 日]

○子ども・子育て支援法

[平成二十四年八月二十二日号外法律第六十五号]

[総理・厚生労働大臣署名]

子ども・子育て支援法をここに公布する。

子ども・子育て支援法

目次

第一章 総則（第一条一第七条）

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則（第八条）

第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則（第十一条一第十八条）

第二款 支給認定等（第十九条一第二十六条）

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条一第三十条）

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節 特定教育・保育施設（第三十一条一第四十二条）

第二節 特定地域型保育事業者（第四十三条一第五十四条）

第三節 業務管理体制の整備等（第五十五条一第五十七条）

第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）

第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）

第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条一第六十四条）

第六章 費用等（第六十五条一第七十一条）

第七章 子ども・子育て会議等（第七十二条一第七十七条）

第八章 雑則（第七十八条一第八十二条）

第九章 罰則（第八十三条一第八十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなけ

ればならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とする。

第二節 子どものための現金給付

第九条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第十条 子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

(子どものための教育・保育給付)

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

(不正利得の徴収)

第十二条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収

資料

することができる。

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の第三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（報告等）

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

（資料の提供等）

第十六条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

（受給権の保護）

第十七条 子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（租税その他の公課の禁止）

第十八条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二款 支給認定等

（支給要件）

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必

要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

(支給認定の有効期間)

第二十一条 支給認定は、内閣府令で定める期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

(届出)

第二十二条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(支給認定の変更)

第二十三条 支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給認定子どもの該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、支給認定保護者につき、必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 市町村は、第二項又は第四項の支給認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

資料

(支給認定の取消し)

第二十四条 支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

一 当該支給認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

第二十五条 都道府県は、市町村が行う第二十条、第二十三条及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

(内閣府令への委任)

第二十六条 この款に定めるもののほか、支給認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定子ども園において受ける教育・保育(保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。))又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定子ども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定子ども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、及び前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 支給認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、支給認定保護者に対し施設型給付費の支給があつたものとみなす。

7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があつたときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準(特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求

に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る。)から特別利用保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育(地域型保育を除く。)をいう。以下同じ。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。)

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)から特別利用教育(教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。)を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

3 内閣総理大臣は、第一項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号及び第三号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例施設型給付費(第一項第一号に係るものを除く。第四十条第一項第四号において同じ。)の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 市町村は、支給認定子ども(第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行

資料

う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。

7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

一 満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認

定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるとときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるとときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号から第四号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節 特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（特定教育・保育施設の確認の変更）

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、第二十七条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、第二十七条第一項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。

（特定教育・保育施設の設置者の責務）

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第二十七条第一項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

資料

4 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育（地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第四項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。

6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（特定教育・保育施設の基準）

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は同法第十三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等）の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。）

二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第三十五条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（確認の辞退）

第三十六条 特定教育・保育施設は、三月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第三十七条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係

資料

る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

（公示）

第四十一条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第二十七条第一項の確認をしたとき。

二 第三十六条の規定による第二十七条第一項の確認の辞退があったとき。

三 前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（市町村によるあっせん及び要請）

第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第二節 特定地域型保育事業者

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る

利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時

二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時

6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。

（特定地域型保育事業者の確認の変更）

第四十四条 特定地域型保育事業者は、第二十九条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る同項の確認の変更を申請することができる。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（特定地域型保育事業者の責務）

第四十五条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員（第二十九条第一項の確認において定められた第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員をいう。）の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（特定地域型保育事業の基準）

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。）

二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であつて、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定める

資料
もの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第四十九条 市町村長は、特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定地域型保育事業者及び他の特定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第五十条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第五十一条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十六条第五項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(確認の取消し等)

第五十二条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第六項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。

五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。

(公示)

第五十三条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第二十九条第一項の確認をしたとき。

二 第四十八条の規定による第二十九条第一項の確認の辞退があったとき。

三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあっせん及び要請)

第五十四条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第三節 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第三十三条第六項又は第四十五条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

資料

2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 その確認に係るすべての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長

二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣

三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事

3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この節において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

5 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第五十六条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事が前項の権限を行うときは、当該特定教育・保育提供者に係る確認を行った市町村長（次条第五項において「確認市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

3 市町村長は、その行った又はその行おうとする確認に係る特定教育・保育提供者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第五十七条 第五十五条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長等は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第三項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。

第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所

の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

資料

十三 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第六章 費用等

(市町村の支弁)

資料

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用

二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

三 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

(都道府県の支弁)

第六十六条 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用は、都道府県の支弁とする。

(都道府県の負担等)

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(次条第一項において「施設型給付費等負担対象額」という。)の四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(市町村に対する交付金の交付等)

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用(児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。)及び地域子ども・子育て支援事業(第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。)に要する費用(次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。)に充てるため、次に掲げる者(次項において「一般事業主」という。)から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項に規定する事業主(次号から第四号までに掲げるものを除く。)

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十八条第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第四百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

(拠出金の額)

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額、賦課標準の予想総額及び第六十八条第二項の規定により国が交付する額並びに児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の一・五以内において、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(拠出金の徴収方法)

第七十一条 拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2 前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金等を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。

9 政府は、拠出金等の取立てに関する事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

10 第一項から第八項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第七章 子ども・子育て会議等

（設置）

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

（権限）

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

（会議の組織及び運営）

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村

資料

の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第八章 雑則

(時効)

第七十八条 子どものための教育・保育給付を受ける権利及び拋出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

2 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 拋出金等その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、民法第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第七十九条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(審査請求)

第八十条 第七十一条第二項から第七項までの規定による拋出金等の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第八十条 第七十一条第二項から第七項までの規定による拋出金等の徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第八十一条 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分又は拋出金等その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第八十一条 削除〔平成二六年六月法律六九号〕

(実施規定)

第八十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

第九章 罰則

第八十三条 第十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第三十八条第一項又は第五十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第八十六条 第十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第八十七条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、第二十三条第二項若しくは第四項又は第二十四条第二項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けるこ

とができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〔平成二七年一〇月一日〕の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条第四項、第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定 公布の日

二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 平成二十五年四月一日

三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日〔平成二六年四月一日〕の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

〔平成二六年三月政令一五六号により、平成二六・四・一から施行〕

四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、前各項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

(保育の需要及び供給の状況の把握)

第四条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

(子どものための現金給付に関する経過措置)

第五条 第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」及び同法附則第二条第一項の給付」とする。

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条にお

資料

いて同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十八条第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十三条の第二項の規定は適用しない。

3 第一項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

6 第四項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

7 第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

8 第四項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定教育・保育施設に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の規定による改正前の認定こども園法第七条第一項に規定する認定こども園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)、幼稚園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。))又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第六条の規定による改正前の児童福祉法(次条及び附則第十条第一項において「旧児童福祉法」という。))第三十九条第一項に規定する保育所(施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。))については、施行日に、第二十七条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(特定地域型保育事業者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第二十九条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第九条 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第九条の規定による私立幼稚園(国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。))、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。)の経常的経費に充てるための国の補助金の総額(以下この項において「国の補助金の総額」という。)、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))

ロ 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額とイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

二 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額

（１） 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

（２） 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と（１）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ 特別利用保育 次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額

（１） 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（２） 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と（１）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

三 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特別利用地域型保育 次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額

（１） 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（２） 当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と（１）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ 特例保育 次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額

（１） 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

（２） 当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と（１）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

２ 内閣総理大臣は、前項第一号イ、第二号イ（１）及びロ（１）並びに第三号イ（１）及びロ（１）の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

３ 第一項の場合における第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「同条第二号に掲げる費用」とあるのは、「同条第二号に掲げる費用（附則第九条第一項第一号ロ、第二号イ（２）及びロ（２）並びに第三号イ（２）及びロ（２）に掲げる額に係る部分を除く。）」とする。

４ 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号ロ、第二号イ（２）及びロ（２）並びに第三号イ（２）及びロ（２）に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。

（保育の需要の増大等への対応）

第十条 旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うもの

資料

とする。

2 特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができる。

5 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（施行前の準備）

第十一条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令、同条第三項第一号の基準、第二十八条第一項第二号の内閣府令、同条第二項第二号及び第三号の基準、第二十九条第三項第一号の基準、第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令、同条第二項第二号から第四号までの基準、第三十四条第三項の内閣府令で定める基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号の内閣府令（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、第四十六条第三項の内閣府令で定める基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号の内閣府令（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、第六十条第一項の基本指針並びに附則第九条第一項第一号イ、第二号イ（1）及びロ（1）並びに第三号イ（1）及びロ（1）の基準を定めようとするときは、施行日前においても第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

第十二条 前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手續、第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手續、第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請（以下この条において「情報の提供等」という。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手續、第五十四条の規定による情報の提供等、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十四条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二四年八月二二日法律第六二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〔平成二七年一〇月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第四条から第七条まで、〔中略〕第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年五月政令一三六号により、平成二六・四・一から施行〕

五 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二四年八月二二日法律第六三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第二百五十九条及び第六十条の規定 公布の日

二～五 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
- 三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二六年六月一三日法律第六九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

7 幼稚園一覧

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

地区	施設名	住所	電話	通常保育時間	預かり保育
佐倉	佐倉幼稚園	285-0025 鎗木町 934	486-1533	8 時 35 分～14 時	14 時～16 時
	(私立) 佐倉城南幼稚園	285-0025 鎗木町 1 丁目 5 番地	484-0551	9 時～14 時	保育終了～17 時 30 分 長期休業 8 時 30 分～17 時
	(私立) 千成幼稚園	285-0034 千成 3-11-15	485-3755	9 時～14 時 (水曜 13 時)	保育終了～18 時 朝 7 時 30 分～8 時 30 分 長期休業 7 時 30 分～18 時
	(私立) 慈光幼稚園	285-0037 本町 54 番地	484-2444	8 時 30 分～14 時	保育終了～17 時 30 分 長期休業 8 時～16 時 30 分
根郷	(私立) 佐倉くすみ幼稚園	285-0813 石川 551-1	485-8425	10 時～14 時	保育終了～17 時 30 分 朝 8 時～8 時 40 分
和田	和田幼稚園	285-0065 直弥 59-6	498-1509	8 時 35 分～14 時	14 時～16 時
弥富	弥富幼稚園	285-0072 岩富町 145	498-0603	8 時 35 分～14 時	14 時～16 時
臼井	(私立) 臼井幼稚園	285-0861 臼井田 2435	487-5462	9 時 30 分 ～14 時 20 分 (水曜 13 時 10 分)	保育終了～18 時 長期休業 8 時 30 分～17 時 45 分
	(私立) 臼井たんぽぽ幼稚園	285-0837 王子台 1-10-7	461-5105	9 時～14 時 30 分	保育終了～17 時 30 分 朝 8 時～
志津	(私立) 志津幼稚園	285-0855 井野 1362	487-6717	9 時～14 時 (水曜 13 時)	保育終了～17 時
	(私立) さくら幼稚園	285-0845 西志津 2-23-19	487-1747	9 時～14 時	保育終了～17 時
	(私立) 志津わかば幼稚園	285-0846 上志津 874	487-1787	10 時～14 時	保育終了～18 時 長期休業 9 時～17 時
	(私立) 小竹幼稚園	285-0853 小竹 795-1	487-1784	9 時～14 時	保育終了～18 時 長期休業 8 時～18 時

8 保育園等一覧

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

地区	施設名	住所	電話	年齢	閉所時間	一時保育	拠点事業
佐倉	佐倉保育園	285-0025 鎗木町 198-3	484-1043	産休明け～	7時～20時	○	○
	佐倉東保育園	285-0037 本町 142-1	485-8600	6か月～	7時～19時		○
	(民間) にじいろ保育園佐倉	285-0045 白銀 1-24-5	309-7526	産休明け～	7時～20時	○	○
	(民間) はくすい保育園	285-0004 岩名 961-2	483-8941	6か月～	7時～19時		
根郷	根郷保育園	285-0817 大崎台 4-3-2	484-4661	産休明け～	7時～20時	○	○
	馬渡保育園	285-0804 馬渡 818-2	498-0065	産休明け～	7時～20時	○	○
	(民間) さくら敬愛保育園	285-0807 山王 1-9	310-6811	産休明け～	7時～20時		○
臼井	臼井保育園	285-0861 臼井田 2379	487-3006	産休明け～	7時～20時		○
	(民間) すみれ保育園	285-0866 臼井台 1201	487-8468	産休明け～	7時～19時	○	○
	(民間) 青葉保育園	285-0866 臼井台 1351-3	461-0460	産休明け～	7時～19時		
	(民間) おひさま保育園	285-0837 王子台 4-10-1	488-2177	産休明け～	7時～20時		○
千代田	(民間) 第二青葉保育園	285-0831 染井野 1-21	462-6539	6か月～	7時～19時		
	(民間) レクサイト・インターナショナル・チャイルドケア	285-0836 生谷 1515-30	461-3112	6か月～	7時～19時		
	(民間) 認定こども園 吉見光の子 モンテッソーリ子どもの家	285-0834 吉見 193-1	309-8372	6か月～	7時～19時	○	○
志津	志津保育園	285-0845 西志津 4-26-1	489-3004	産休明け～	7時～20時		○
	北志津保育園	285-0855 井野 869-9	487-1785	産休明け～	7時～20時	○	○
	南志津保育園	285-0843 中志津 7-1-10	487-6245	6か月～	7時～19時		○
	(民間) みくに保育園	285-0842 下志津原 61	489-2002	6か月～	7時～ 18時30分		
	(民間) 光の子保育園	285-0854 上座 1219-4	461-1372	6か月～	7時～ 18時30分		○
	(民間) ユーカリハローキッズ	285-0854 上座 383-1	488-3130	6か月～	7時～19時	○	○
	(民間) ソラストさくら	285-0846 上志津 1707-2	463-7351	産休明け～	7時～19時		
	(民間) みやのもりハローキッズ	285-0857 宮ノ台 3-1-1	462-2615	6か月～	7時～19時		
	(民間) えがおの森保育園・いの	285-0855 井野 972-2	312-5291	6か月～	7時～19時		○
	(グループ型小規模保育) ひまわりルーム西志津	285-0845 西志津 3-1 1-104	497-6277	6か月～	7時～20時		

9 学童保育所一覧

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

地区	施設名	住所	電話	開所時間	対象児童
佐倉	佐倉老幼の館	285-0038 弥勒町 229-2	486-7090	月～金 放課後～19時 土曜日 7時～18時 長期休業 7時～19時	1～6年生
	佐倉東学童保育所	285-0034 千成 3-4-3	485-9015		1～6年生
	佐倉学童保育所	285-0023 新町 78-4 佐倉小学校内	483-2751		1～3年生
	白銀学童保育所	285-0045 白銀 1-4 白銀小学校内	483-2200		1～6年生
	内郷学童保育所	285-0004 岩名 870 内郷小学校内	483-2043		1～6年生
根郷・和田・弥富	南部児童センター	285-0806 大篠塚 1587	483-2800		1～6年生
	大崎台学童保育所	285-0817 大崎台 4-3-2 根郷保育園敷地内	484-5199		3～6年生
	根郷学童保育所	285-0815 城 454 根郷小学校敷地内	484-8394		1～3年生
	第二根郷学童保育所	285-0815 城 454 根郷小学校内	484-8018		4～6年生
	寺崎学童保育所	285-0817 大崎台 4-4-1 寺崎小学校内	486-1106		1～2年生
	山王学童保育所	285-0807 山王 1-44 山王小学校内	483-2776		1～6年生
	和田学童保育所	285-0065 直弥 59 和田公民館内	498-1321		1～6年生
	弥富学童保育所	285-0072 岩富町 151 弥富公民館内	498-1321		1～6年生
臼井	臼井老幼の館	285-0837 王子台 6-25-1	487-6210		1～4年生
	印南学童保育所	285-0822 印南 223-1 印南小学校内	486-1537		1～6年生
	王子台学童保育所	285-0837 王子台 5-19 王子台小学校内	462-5021	1～2年生	
	(私立) すみれにこにこホーム	285-0866 臼井台 1253-3	489-4270	1～6年生	
	(私立) 青葉児童ルーム	285-0866 臼井台 1351-3	461-0460	1～3年生	
千代田	千代田学童保育所	285-0834 吉見 553 千代田小学校内	463-7381	1～6年生	
	(私立) 第二青葉児童ルーム	285-0831 染井野 1-21 第二青葉保育園内	462-6539	1～3年生	
志津	志津児童センター	285-0846 上志津 1764-6	488-0326	1～3年生	
	北志津児童センター	285-0855 井野 794-1	487-6782	1～6年生	
	西志津学童保育所	285-0845 西志津 4-26-1	489-1408	1～3年生	
	下志津学童保育所	285-0843 中志津 4-26-10 下志津小学校内	463-2301	1～6年生	
	井野学童保育所	285-0850 西1-加が丘 3-1-6 井野小学校内	463-8028	1～6年生	
	第二西志津学童保育所	285-0845 西志津 7-2-1 西志津小学校内	462-8336	1～3年生	
	小竹学童保育所	285-0858 1-加が丘 5-5-1 小竹小学校内	461-3221	1～6年生	
	南志津学童保育所	285-0842 下志津原 164-2 南志津小学校内	462-1206	1～6年生	
	(私立) 光の子児童センター	285-0854 上座 1148-1	462-2654	1～6年生	
	(私立) ユーカリ優都びあ	285-0852 青菅 1023-6	460-6700	1～6年生	

佐倉市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

編集 佐倉市健康こども部子育て支援課

発行 佐 倉 市

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

T E L 043-484-6139

F A X 043-486-2118

<http://www.city.sakura.lg.jp/>